

**柴田町
公共施設等総合管理計画
計画書**

平成29年 3月 策定
令和 2年11月 改訂
令和 4年 3月 改訂
令和 7年 4月 改訂

柴田町

目 次

はじめに	1
1. 目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の対象範囲	2
4. 計画期間	3
第1章 公共施設等の現状	4
1. 建築物（建築系公共施設）の現状	4
2. 建築、整備年代別の状況	8
第2章 公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込み等	19
1. 建築物の維持管理・更新等にかかる費用	19
2. インフラ資産の維持管理・更新等にかかる費用	20
3. 公共施設等（建築物＋インフラ資産）の維持管理・更新等にかかる費用	21
第3章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	22
1. 施設の将来利用における基本的な方向	22
2. 公共施設等の管理に関する方針	28
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	31
1. 施設類型ごとの管理に関する方針	31
第5章 計画の推進体制	35
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	35
2. 総合的かつ計画的な公共施設マネジメントを実現するための体制の構築方針	36
3. フォローアップの実施方針	37
資料編1 人口等の現況と将来の見通し	資料1
1. 柴田町の概要	資料1
2. 人口の推移と今後の見通し	資料1
3. 歳入歳出の推移と財源の見込み	資料4
資料編2 公共施設の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の算定	資料9
1. 公共施設の維持管理・更新等にかかる費用算定	資料9
2. インフラ資産の維持管理・更新等にかかる費用算定	資料21
資料編3 上位・関連計画	資料30

はじめに

1. 目的

近年、地方公共団体においては、人口減少や少子・高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが大きく変化していることに加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等（建築物、インフラ資産）は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新という大きな変革時期が到来しようとしています。

本町においても、少子高齢化等の進行による町の構造変化と、地方税の緩やかな減少を背景に、老朽化した公共施設等の維持管理費用の増加や利用状況の変化等が課題となっています。

このような状況のなか、平成26年4月、総務省から全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定」が要請されました。

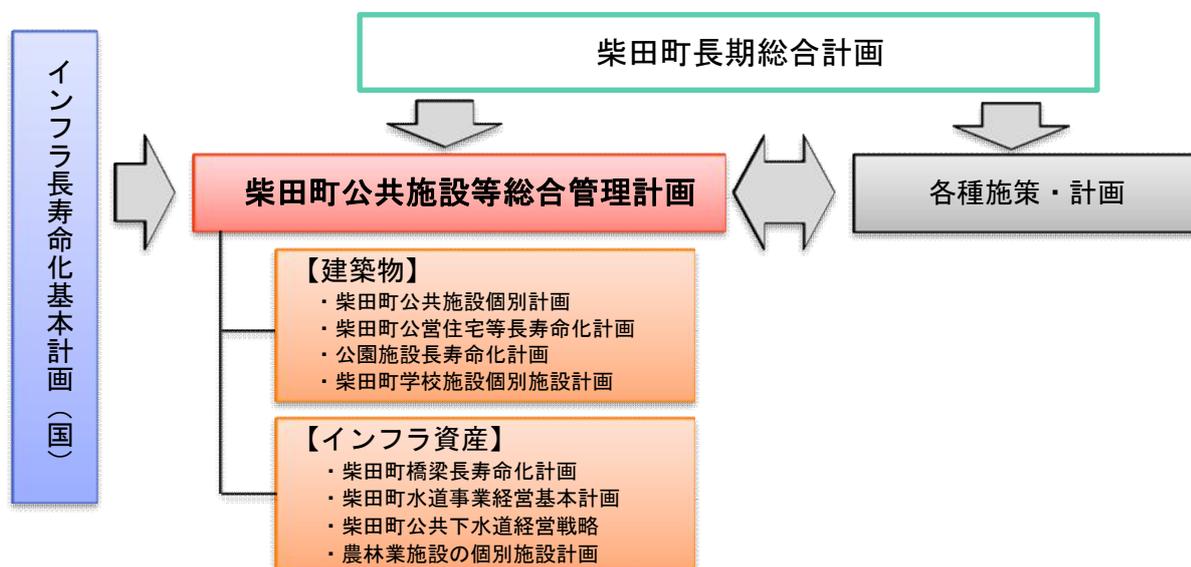
それまで本町は、「柴田町橋梁長寿命化修繕計画」や「柴田町耐震改修促進計画」など、一部の公共施設にのみ管理計画を策定し、長寿命化などの健全維持に取り組んできましたが、総務省からの要請を受けて「学校等施設の個別計画」や「公共施設個別施設計画」の策定にも取り組み、ほぼすべての公共施設等において管理方針が示されました。

本計画は、これら公共施設等の個別計画を総括する上位計画として、町が保有、管理する公共施設等全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって総合的かつ計画的にマネジメントしていくことを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」などを踏まえて策定するものであり、各施設の個別計画の指針となるものです。

また、「柴田町長期総合計画」のもと、各種施策、計画等と整合を図りながら、公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

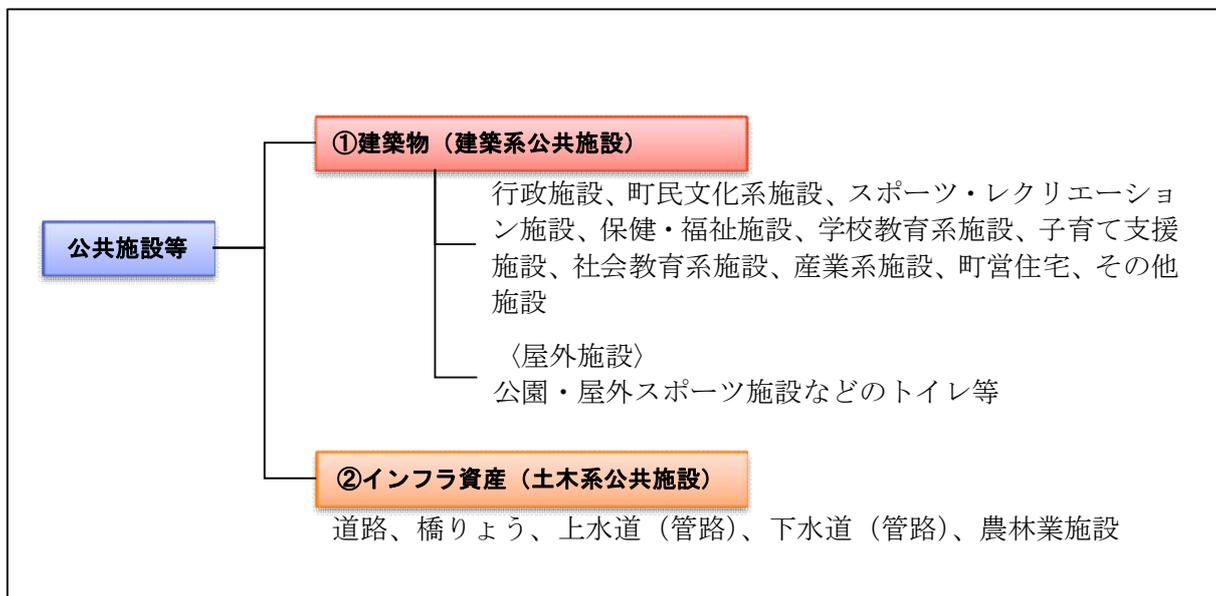


3. 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象施設は、町が保有・管理するすべての公共施設等とし、建築物（建築系公共施設）とインフラ資産（土木系公共施設）を以下のとおり分類します。

※調査対象は令和3年3月を基準としています。



(2) 作成にあたっての情報収集方法

各課へのヒアリング調査（資料に加えて利用者数、改修の履歴等）の回答結果に基づき、情報の収集と整理を行いました。

(3) 対象数（調査基準年：令和3年3月）

建築物（建築系公共施設）

- ・建物総数 378棟（401棟）

インフラ資産（土木系公共施設）

- ・道路延長 約341,613m（約339,183m）
- ・橋りょう 158橋（151橋）
- ・上水道 管路延長 約300,373m（約300,435m）
- ・下水道 管路延長 約167,375m（約156,421m）
- ・農林業施設 農道 約59,728m（約63,545m）
林道 約15,043m（約15,043m）
ため池 56箇所（56箇所）
排水機場 3箇所（3箇所）
頭首工 1箇所（1箇所）

※（ ）内は、計画当初の平成28年3月時点

4. 計画期間

公共施設等の総合的かつ計画的な管理のためには、長期的な視点に立つ必要があることから、本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和 38 年度（2056 年度）までの 40 年間とします。

なお、本計画は財政状況や制度変更、社会情勢の変化などを踏まえつつ、概ね 10 年程度を目安に、必要に応じて計画の見直しを行います。

第1章 公共施設等の現状

1. 建築物（建築系公共施設）の現状

（1）建築物の保有状況

1）建築物の用途区分

本計画で対象とする建築物の用途区分を表 1.1.1 に示します。

表 1.1.1 建築物の用途区分

用途区分	主な対象建築物
行政施設	柴田町役場、槻木事務所
町民文化系施設	地区集会所、船岡駅コミュニティプラザ、槻木駅コミュニティプラザ、コミュニティ消防センター等
スポーツ・レクリエーション施設	船岡体育館、槻木体育館、総合運動場等
保健・福祉施設	保健センター、地域福祉センター、地域活動支援センター（しらさぎ、もみのき）、むつみ学園等
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター、幼稚園
子育て支援施設	保育所、児童館
社会教育系施設	生涯学習センター、公民館、しばたの郷土館等
産業系施設	太陽の村、仙南地域職業訓練センター、シルバー人材センター、観光物産交流館等
町営住宅	町営住宅
公園施設	公園トイレ等
その他	車両センター、駅自転車駐車場、町営墓地、旧勤労青少年ホーム等

2) 建築物の用途別保有状況

本町が保有する建築物の総棟数は378棟であり、延床面積の合計は約14.9万㎡となっています。

延床面積の内訳をみると、学校教育系施設が39.5%と最も多く、次いで町営住宅が23.6%、社会教育系施設が7.5%、町民文化系施設が6.8%の順となっています。

表 1.1.2 建築物の用途別保有状況

用途区分	棟数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
行政施設	7	6,062.1	4.1
町民文化系施設	91	10,144.5	6.8
スポーツ・レクリエーション施設	12	5,224.6	3.5
保健・福祉施設	10	5,041.2	3.4
学校教育系施設	76	59,007.1	39.5
子育て支援施設	9	5,029.1	3.4
社会教育系施設	23	11,242.4	7.5
産業系施設	22	5,004.0	3.2
町営住宅	87	35,323.5	23.6
公園施設	14	180.9	0.1
その他	27	7,287.5	4.9
合計	378	149,546.8	100.0

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

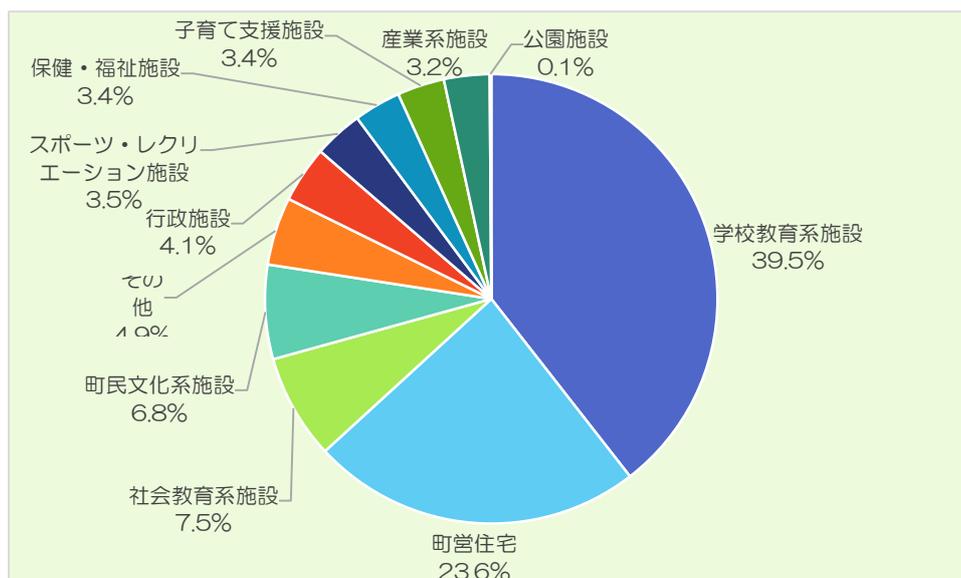


図 1.1.1 建築物の用途別延床面積割合

(2) 人口一人当たりの建築物の延床面積

本町の国勢調査人口（38,271人、令和2年10月1日現在）を用いて、人口一人当たりの建築物の延床面積を算出すると3.91㎡/人です。

総務省「公共施設状況調経年比較表」の令和元年度建物延床面積*を令和2年国勢調査人口で除した人口一人当たりの建築物の延床面積は、宮城県平均で4.71㎡/人で、本町の数値はこれを下回っています。また、全国の市町村の平均値は3.86㎡/人で、本町の数値はこれをわずかに上回っています。

※総務省「公共施設状況調経年比較表」の公有財産（行政財産及び普通財産）の建物延床面積の合計値参照

表 1.1.3 人口一人当たりの建築物の用途別延床面積

用途区分	延床面積 (㎡)	1人当たりの延床面積 (㎡/人)
行政施設	6,062.1	0.16
町民文化系施設	10,144.5	0.27
スポーツ・レクリエーション施設	5,224.6	0.14
保健・福祉施設	5,041.2	0.13
学校教育系施設	59,007.1	1.54
子育て支援施設	5,029.1	0.13
社会教育系施設	11,242.4	0.29
産業系施設	5,004.0	0.13
町営住宅	35,323.5	0.92
公園施設	180.9	0.00
その他	7,287.5	0.19
合計	149,546.8	3.91

※延床面積は小数点第2位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

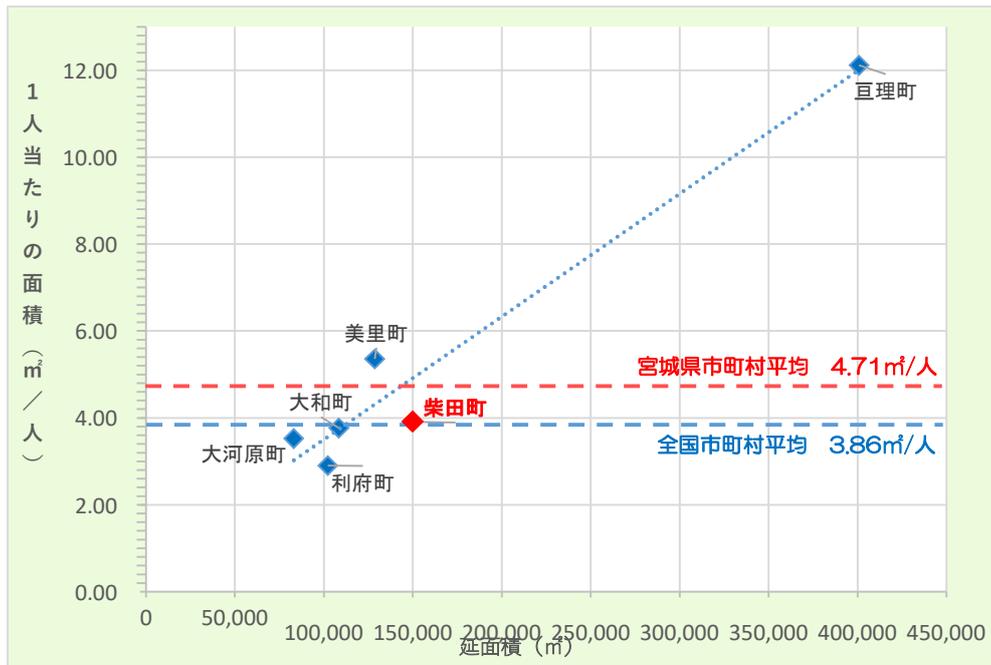


図 1.1.2 宮城県内類似団体の公共施設の面積比較

・「都道府県別類似団体区分一覧表 総務省」より抜粋(令和2年4月1日現在)

また、宮城県内類似団体の各数値を下記に示します。

表 1.1.4 宮城県内の類似団体一覧

自治体名	類型区分	人口 (人)	公共施設 延床面積 (㎡)	1人当たりの 延床面積 (㎡/人)
大河原町	V - 2	23,571	83,070	3.5
亘理町	V - 2	33,087	400,815	12.1
利府町	V - 2	35,182	102,174	2.9
大和町	V - 2	28,786	108,431	3.8
美里町	V - 2	23,994	128,515	5.4

※表 1.1.4 の人口は R2 年国勢調査結果を表示。

・「都道府県別類似団体区分一覧表 総務省」より抜粋(令和 2 年 4 月 1 日現在)

※類似団体とは？

市町村の様態を決定する要素のうちで最もその度合が強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により総務省が設定しているもの。

「政令指定都市」「特別区」「中核市」「特別市」についてはそれぞれ1類型、都市については16類型、町村については15類型に区分し、最新の類型は、令和 2 年 3 月 31 日現在の市町村を対象に、令和 2 年 1 月 1 日現在の人口(住民基本台帳)と平成 27 年国勢調査結果の産業別就業人口より設定している。

これによると、本町の類型区分は「V-2」(人口 2 万以上、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次 80%以上かつⅢ次 60%以上の団体)に属している。

就業人口比率		Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上		Ⅱ次、Ⅲ次 80%未満
		Ⅲ次 60%以上	Ⅲ次 60%未満	
人口		2	1	0
5,000 人未満	I	I - 2	I - 1	I - 0
5,000~10,000	II	II - 2	II - 1	II - 0
10,000~15,000	III	III - 2	III - 1	III - 0
15,000~20,000	IV	IV - 2	IV - 1	IV - 0
20,000 人以上	V	V - 2	V - 1	V - 0

※産業構造の比率は、分母を就業人口総数(分類不能の産業を含む。)とし、分子のⅡ次、Ⅲ次就業人口には分類不能の産業を含めずに算出。

2. 建築、整備年代別の状況

(1) 建築物（建築系公共施設）の状況

各建築物の建築年をみると、施設の多くは昭和51年から平成7年にかけて整備されており、建築後30年から40年経過した建築物が多くなっています。

また、昭和56年（1981年）以前に建設された旧耐震基準の施設は、延床面積全体の27.0%を占めています。

建築後51年以上の施設は町営住宅が多く、また、昭和40年代から昭和60年代、平成6年にかけて学校教育系施設の割合が高くなっています。

整備時期が重なる施設が多いことから、今後、大規模改修や建替えが同じ時期に集中する可能性があります。

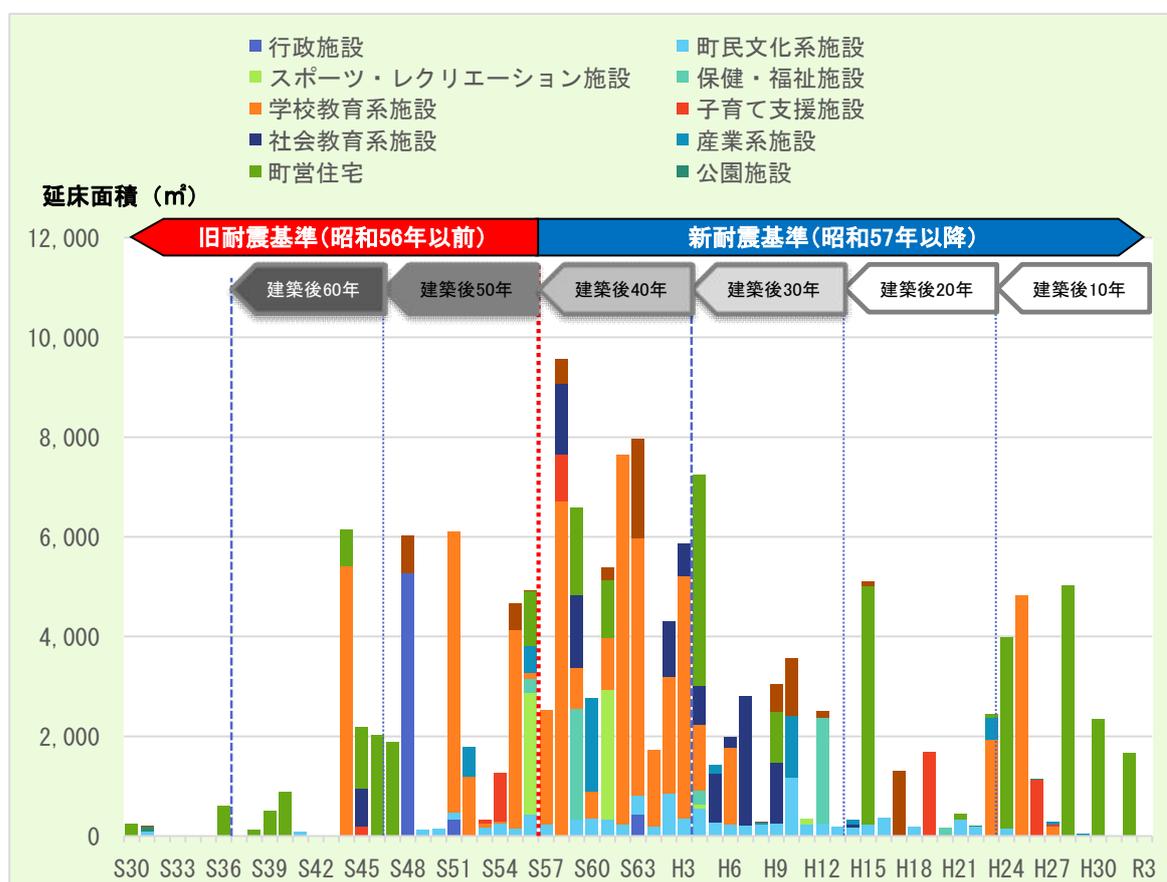


図 1.2.1 建築物の建築年別延床面積

(2) 経過年数の状況

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、建築後 30 年程度が経過すると大規模改修が必要となり、建築後 60 年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。

本町において、建築後 31 年以上経過する建築物の延床面積は約 88,784 m²で、全体の 59.4%を占めています。

また、建築後 31 年から 40 年の建築物が全体の 35.7%を占めており、10 年後には全体の約 80%が建築後 31 年以上の建築物となることから、計画的、効率的な大規模改修に向けた検討を進めるとともに、保有量全体の縮減を図っていく必要があります。

用途区分別に建築後 31 年以上経過した建築物の割合をみると、行政施設が 100%と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション施設が 96.4%、学校教育系施設が 75.1%の順となっています。

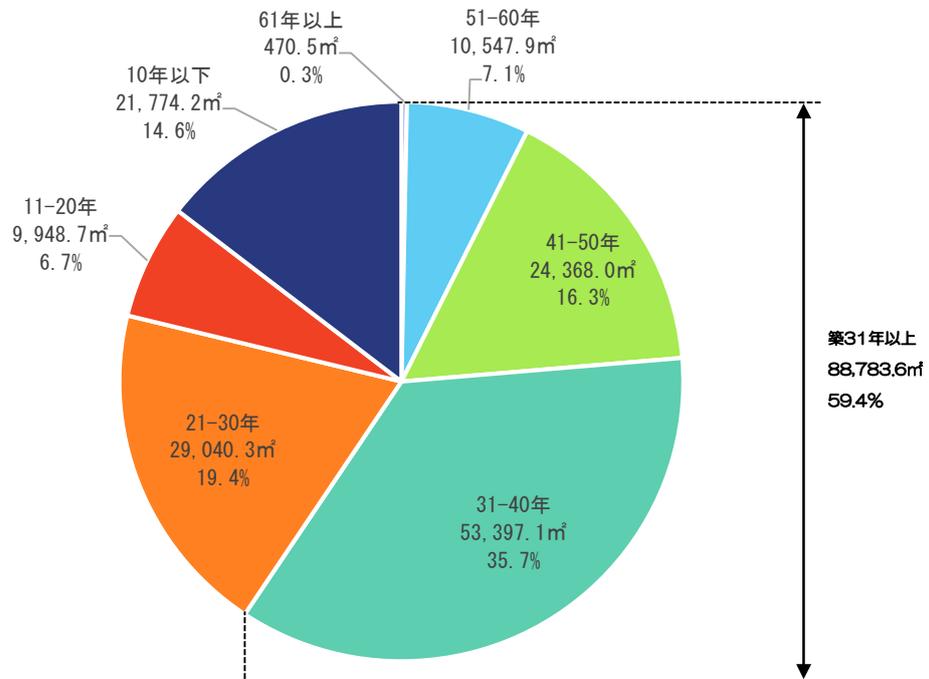


図 1.2.2 建築物の経過年数別延床面積（構成比）

表 1.2.1 建築物の用途別経過年数別延床面積

用途区分	築61年 以上	築51～ 60年	築41～ 50年	築31～ 40年	築21～ 30年	築11～ 20年	築10年 以下	合計
行政施設	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5,626.1 (92.8)	435.9 (7.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	6,062.1 (100.0)
	6,062.1 (100.0)				0.0 (0.0)			
町民文化系 施設	91.4 (0.9)	90.0 (0.9)	1,018.8 (10.0)	3,335.5 (32.9)	3,788.6 (37.3)	1,660.8 (16.4)	159.4 (1.6)	10,144.5 (100.0)
	4,535.7 (44.7)				5,608.8 (55.3)			
スポーツ・レクリエーション 施設	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5,037.0 (96.4)	187.6 (3.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5,224.6 (100.0)
	5,037.0 (96.4)				187.6 (3.6)			
保健・福祉 施設	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2,503.3 (49.7)	2,373.3 (47.1)	164.6 (3.3)	0.0 (0.0)	5,041.2 (100.0)
	2,503.3 (49.7)				2,537.9 (50.3)			
学校教育系 施設	0.0 (0.0)	5,427.6 (9.2)	10,900.0 (18.5)	27,994.7 (47.4)	7,719.1 (13.1)	0.0 (0.0)	6,965.7 (11.8)	59,007.1 (100.0)
	44,322.3 (75.1)				14,684.8 (24.9)			
子育て支援 施設	0.0 (0.0)	199.3 (4.0)	1,037.7 (20.6)	946.1 (18.8)	0.0 (0.0)	1,676.0 (33.3)	1,170.0 (23.3)	5,029.1 (100.0)
	2,183.1 (43.4)				2,846.0 (56.6)			
社会教育系 施設	0.0 (0.0)	762.6 (6.8)	0.0 (0.0)	3,983.9 (35.4)	6,417.3 (57.1)	78.7 (0.7)	0.0 (0.0)	11,242.4 (100.0)
	4,746.5 (42.2)				6,495.9 (57.8)			
産業系施設	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	584.0 (11.7)	2,405.3 (48.1)	1,414.8 (28.3)	79.4 (1.6)	520.6 (10.4)	5,004.0 (100.0)
	2,989.2 (59.7)				2,014.8 (40.3)			
町営住宅	257.4 (0.7)	4,068.5 (11.5)	3,919.7 (11.1)	3,985.8 (11.3)	5,262.0 (14.9)	4,894.1 (13.9)	12,936.0 (36.6)	35,323.5 (100.0)
	12,231.4 (34.6)				23,092.1 (65.4)			
公園施設	109.9 (60.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	18.9 (10.4)	28.0 (15.5)	1.6 (0.9)	22.5 (12.4)	180.9 (100.0)
	128.8 (71.2)				52.1 (28.8)			
その他	11.8 (0.2)	0.0 (0.0)	1,281.7 (17.6)	2,750.8 (37.7)	1,849.7 (25.4)	1,393.5 (19.1)	0.0 (0.0)	7,287.5 (100.0)
	4,044.3 (55.5)				3,243.2 (44.5)			
合 計	470.5 (0.3)	10,547.9 (7.1)	24,368.0 (16.3)	53,397.1 (35.7)	29,040.3 (19.4)	9,948.7 (6.7)	21,774.2 (14.6)	149,546.8 (100.0)
	88,783.6 (59.4)				60,763.2 (40.6)			

単位 上段:㎡、下段:()内は構成比(%)

※小数点第2位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

(3) インフラ資産（土木系公共施設）の状況

インフラ資産の施設（道路、橋りょう、上水道、下水道、農林業施設）について、それぞれの施設現況（延長、面積、整備年代）を以下に整理します。

表 1.2.2 インフラ資産の状況

インフラ資産	施設数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1 道路	-	約 341,613	約 2,000,990	改良率 68.5% ※1
2 橋りょう	158 橋		約 7,165	
3 上水道 (管路)		約 300,373		普及率 99.9% ※2
4 下水道 (管路)		約 167,375		普及率 80.0% ※2
5 農林業施設	60 箇所	約 74,771	約 103,818	

※1 道路改良率:宮城県市町村振興協会 市町村概要

※2 普及率:2021 年度 柴田町行財政概要

1) 橋りょうの整備状況

本町の橋りょうは158橋、橋りょう面積の合計は約7,165㎡となっています。

整備年でみると、50～60年前と平成以降に整備されたものが多く、36.9%が整備してから50年以上が経過しています。また、整備後30年以上経過する施設の割合は、全体の約54.7%を占めています。

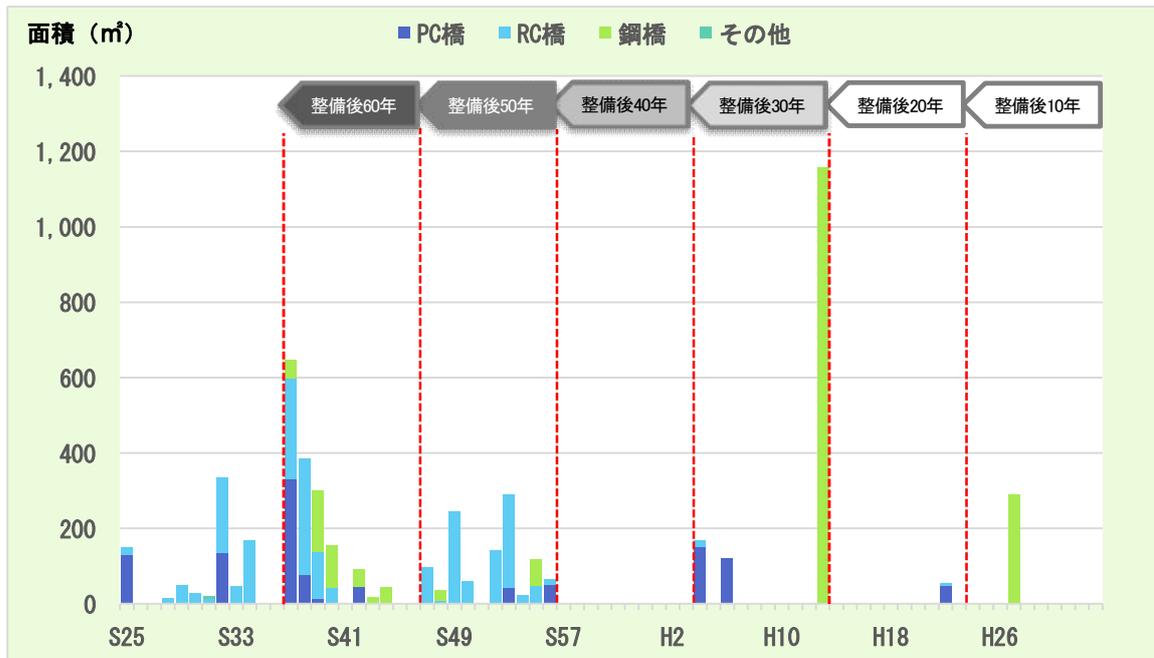


図 1.2.3 整備年別橋りょうの整備状況

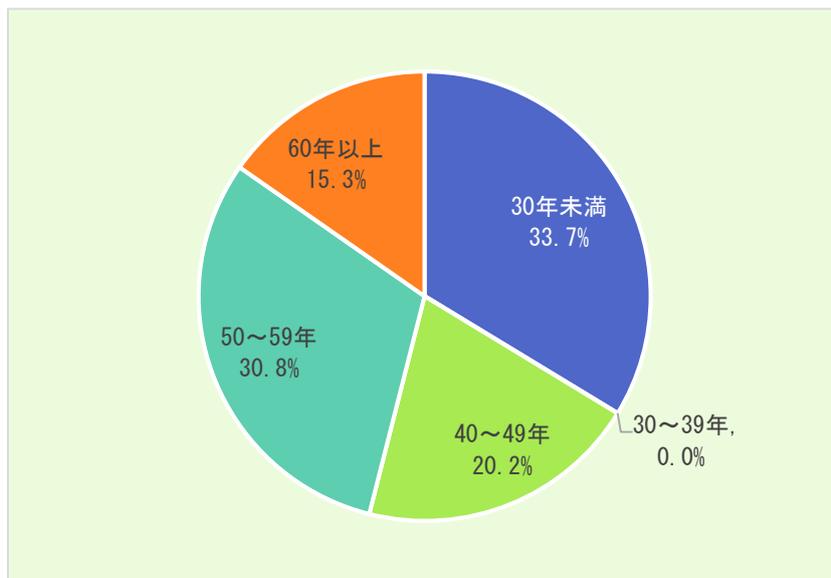


図 1.2.4 橋りょうの経過年数別面積 (構成比 整備年不明を除く)

2) 上水道の整備状況

本町の上水道は、管路延長約 300,373mが整備され、上水道普及率 99.9%となっています。管種別にみると、配水管が多くを占め、最も年代の古いものは昭和 36 年に整備されています。

整備後 30 年以上経過した管路が 50%と多くを占めますが、新規整備も毎年一定数行われています。

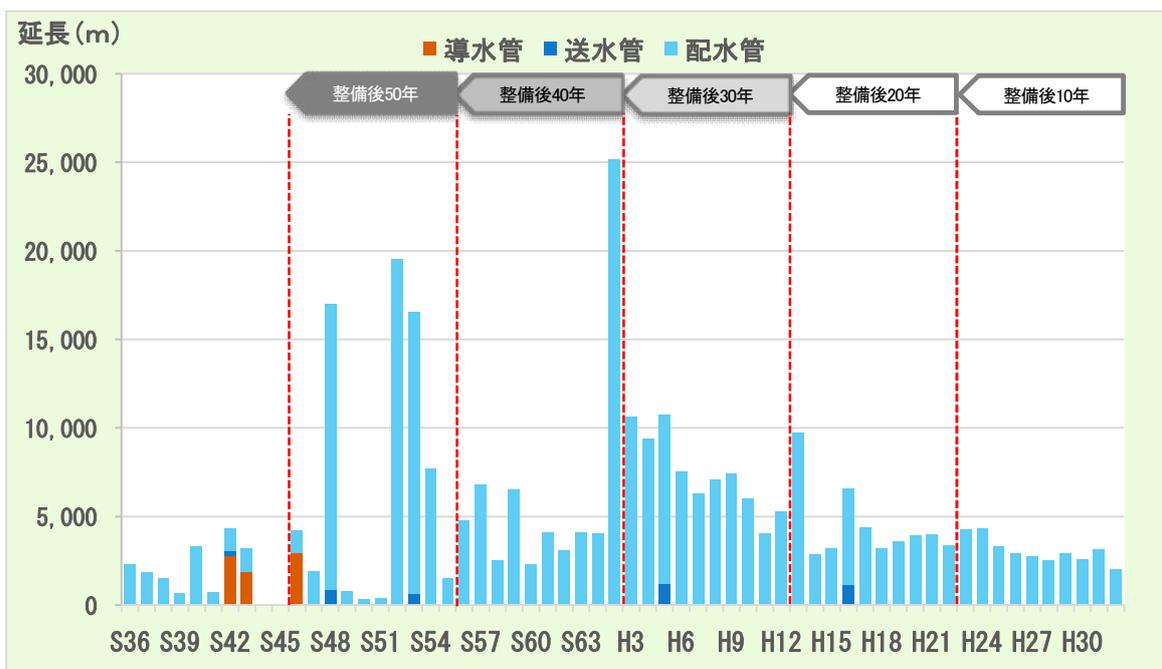


図 1.2.5 整備年別上水道の整備状況 (管種別)

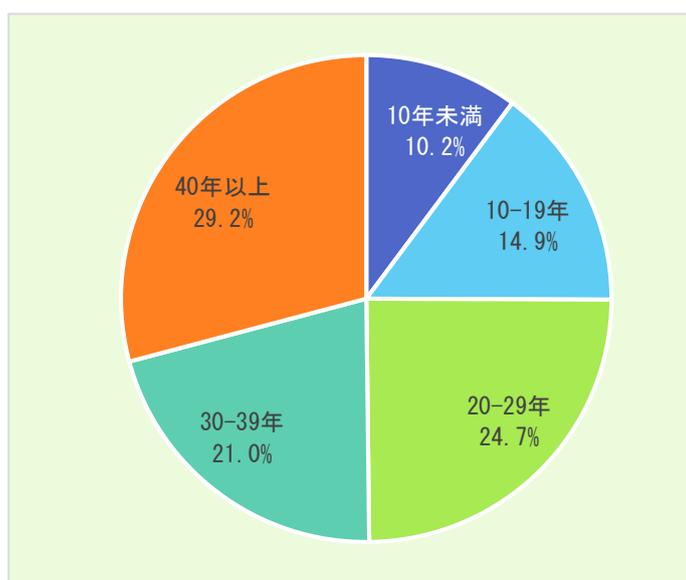


図 1.2.6 上水道の経過年数別延長 (構成比)

※小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

管径別にみると、配水管の 50mm 以下が 29.2%と最も多く、次いで 51～75mm 以下が 23.7%、76～100mm 以下が 16.0%の順となっています。これらの管径の整備時期は全年代に広く分散しています。

表 1.2.3 上水道施設延長（管径別）の割合

管種	管径	延長 (m)	構成比 (%)
導水管	300mm 未満	70	0.0
	300～500mm 未満	7,620	2.5
送水管	300mm 未満	1,872	0.6
	300～500mm 未満	2,264	0.7
	500～1000mm 未満	0	0.0
配水管	50mm 以下	87,816	29.2
	51～75mm 以下	71,129	23.7
	76～100mm 以下	47,990	16.0
	101～125mm 以下	5	0.0
	126～150mm 以下	34,525	11.5
	151～200mm 以下	25,487	8.5
	201～250mm 以下	3,955	1.3
	251～300mm 以下	3,805	1.3
	301～350mm 以下	7,453	2.5
	351～400mm 以下	5,681	1.9
	401～450mm 以下	0	
	451～500mm 以下	185	0.1
	501～550mm 以下	0	0.0
	551～600mm 以下	516	0.2
計		300,373	100.0

※延長は小数点第 1 位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

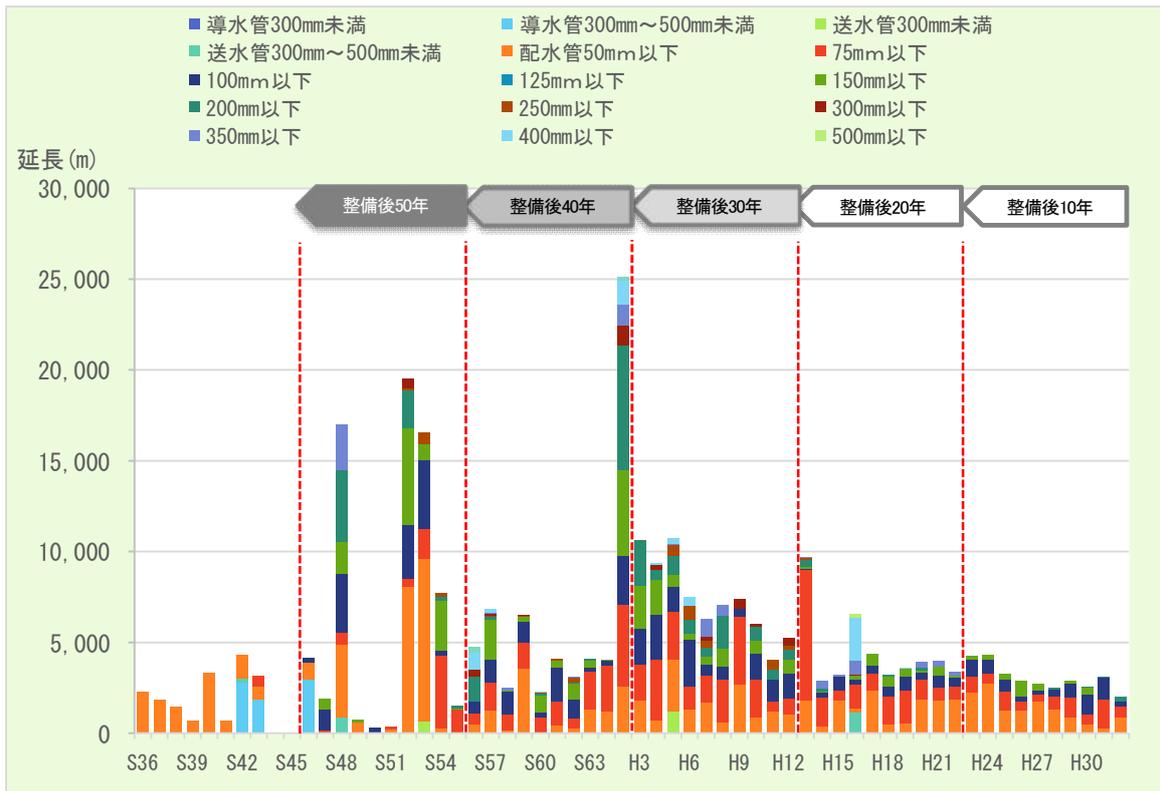


図 1.2.7 整備年別上水道の整備状況（管径別）

3) 下水道の整備状況

本町の下水道は、管路延長約 167,375m が整備され、下水道普及率は 80.8% です。
管種別にみると、塩ビ管が多くを占めています。

整備年別にみると、整備後 20～29 年が 40.4% と最も多く、次いで 30 年以上が 29.5% となっており、この 2 つの期間で全体の約 7 割を占めています。新規整備は減少傾向となっています。

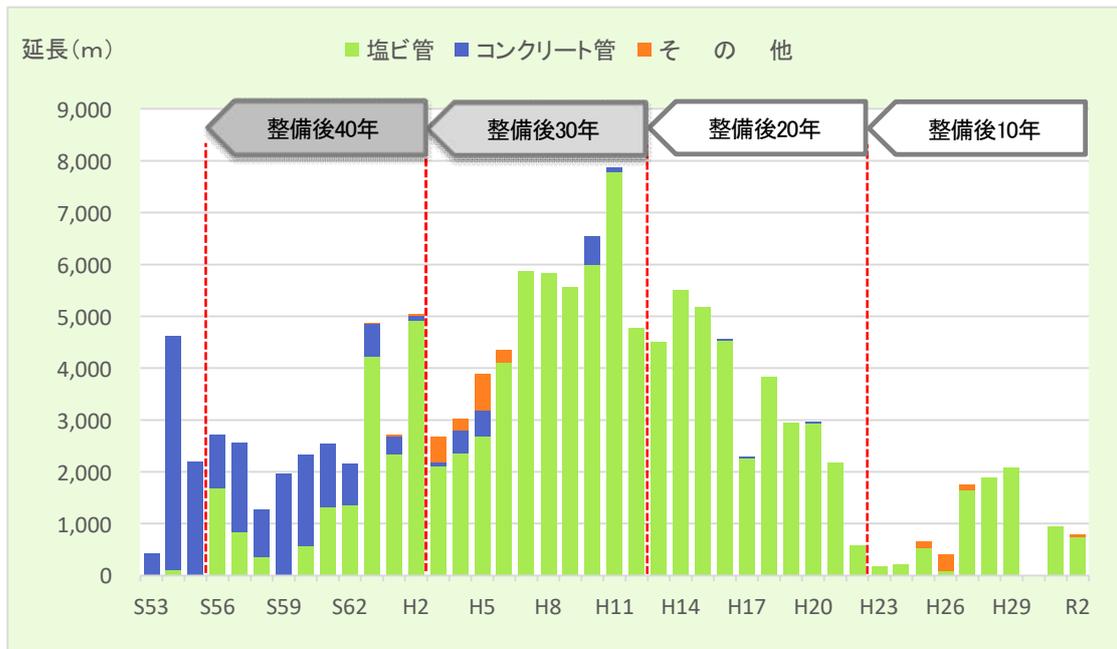


図 1.2.8 整備年別下水道の整備状況 (管種別)

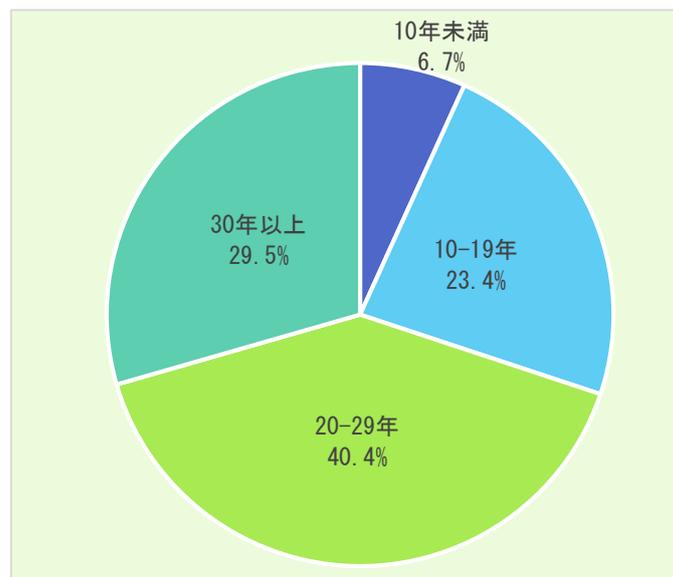


図 1.2.9 下水道の経過年数別延長 (構成比)

管径別にみると、250mm以下の管径が93.4%とほとんどを占めています。

また、管径251mm以上の管は昭和50年代後半から平成10年以前にかけて布設されたものが多く、全体の6%を占めています。

表 1.2.4 下水道施設延長（管径別）の割合

管径	延長 (m)	構成比 (%)
250mm以下	156,245.98	93.4
251～500mm以下	10,198.56	6.1
501～1000mm以下	930.81	0.5
計	167,375.35	100.0

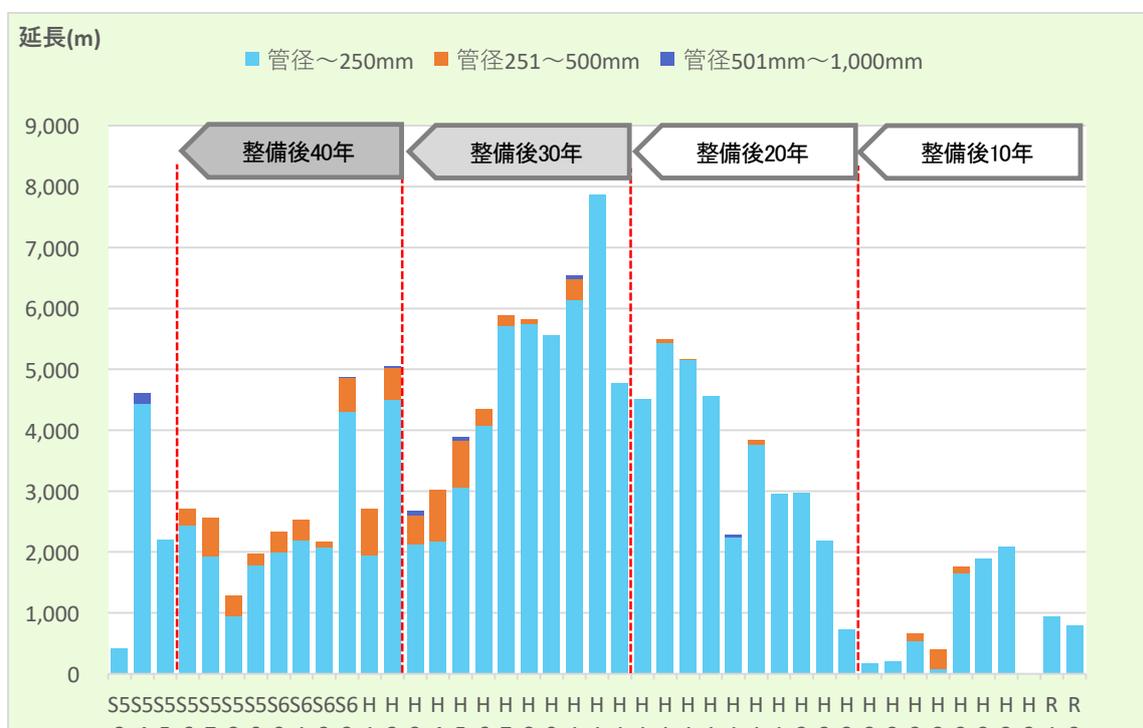


図 1.2.10 年代別下水道の整備状況（管径別）

(4) 耐震改修の現況

本町の建築物のうち、旧耐震基準で建築された建築物で耐震化を図る必要がある対象施設は 33 棟で、すべて耐震診断調査は実施済みです。

このうち、耐震調査の結果を踏まえて耐震化が不要と判断された建築物が 11 棟、耐震化工事が既に実施済みの建築物が 7 棟で、合計 18 棟（全体の約 54.5%）は耐震化が終了しています。

表 1.2.5 耐震診断・改修の状況

	耐震診断			耐震改修		
	耐震調査の有無	棟数	構成比 (%)	耐震化工事の有無	棟数	構成比 (%)
旧耐震基準	実施済み	33	8.7	不要	11	33.3
				実施済み	7	21.2
				未実施 (うち解体予定)	15 (5)	45.5 (15.2)
	未実施	0	0.0			
	調査対象外	86	22.8			
新耐震基準		259	68.5			
合計		378	100.0	合計	33	100.0

※構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

※耐震化を図る必要がある施設のうち、既に解体予定の施設は「調査対象外」に含めています。



図 1.2.11 耐震改修の状況（構成比）

第2章 公共施設等の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の見込み等

※中長期的な経費の具体的な試算方法については、資料編2を参照ください。

1. 建築物の維持管理・更新等にかかる費用

今後40年間で新たな施設整備を行わず、保有している建築物をそのまま利用し続けた場合の建築物の維持管理・更新等にかかる費用の見込みは、本計画策定後の母子生活支援施設「山下荘」をはじめ、施設の廃止・解体等の取り組みにより総額は約672.8億円から約611.5億円に、年平均費用は約16.8億円から15.3億円に縮減することができました。

しかしながら、本計画策定時に充当可能な経費として設定した過去5年間における建築物の新規整備や維持管理等の年平均は約11.1億円で、これらすべてを今後の大規模改修や建替えの経費に充当したとしても、年平均約4.2億円の不足が生じると見込まれます。

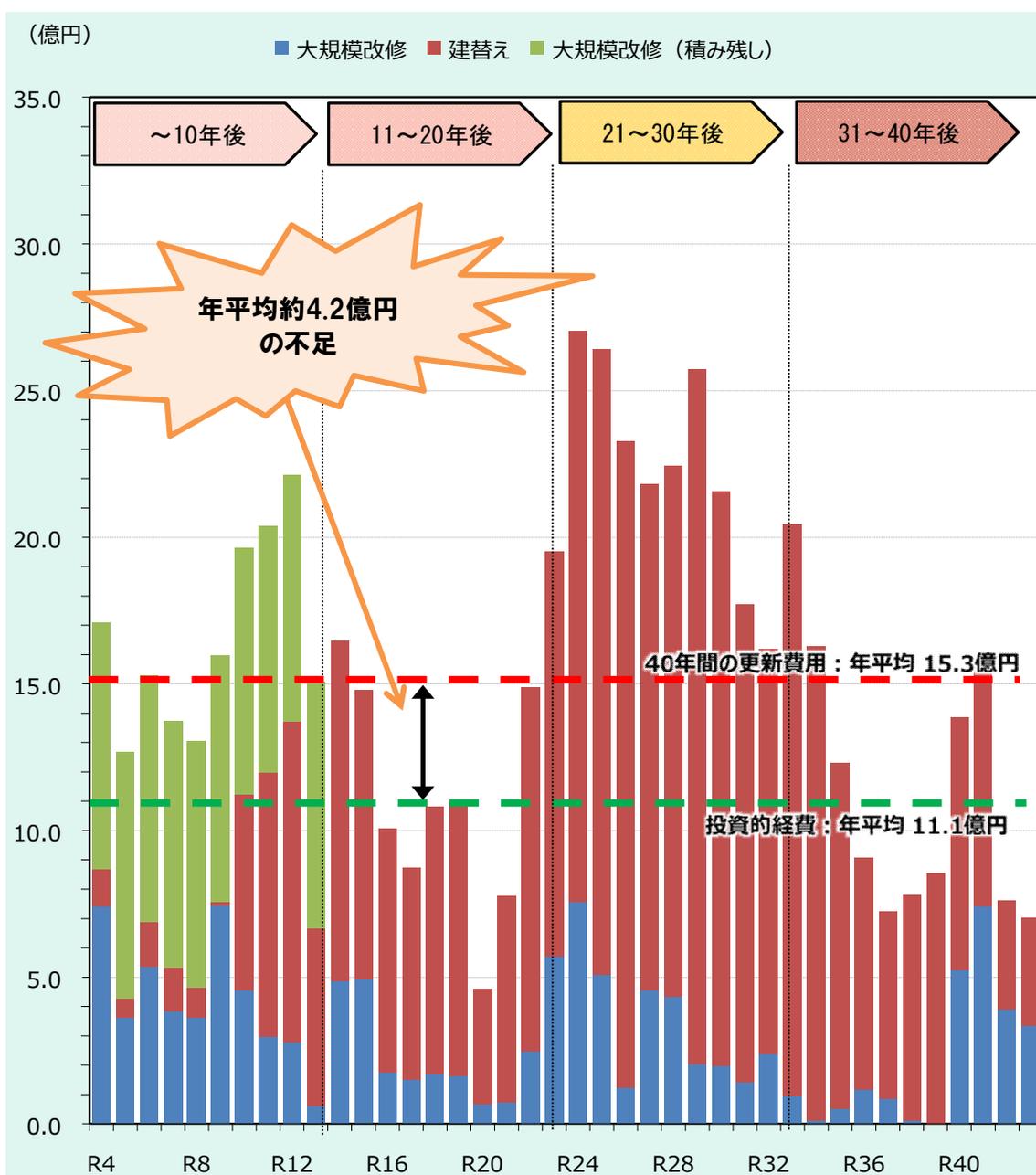


図 2.1.1 建築物の大規模改修及び建替えにかかる将来費用

2. インフラ資産の維持管理・更新等にかかる費用

今後40年間でインフラ資産の維持管理・更新等にかかる費用の総額は約674.3億円、年平均費用は約16.9億円と見込まれます。

一方、本計画策定時に充当可能な経費として設定した過去5年間におけるインフラ資産の新規整備や維持管理等の年平均は約11.4億円です。

これらすべてを今後のインフラ資産の維持管理の経費に充当したとしても、年平均約5.5億円の不足が生じると見込まれます。

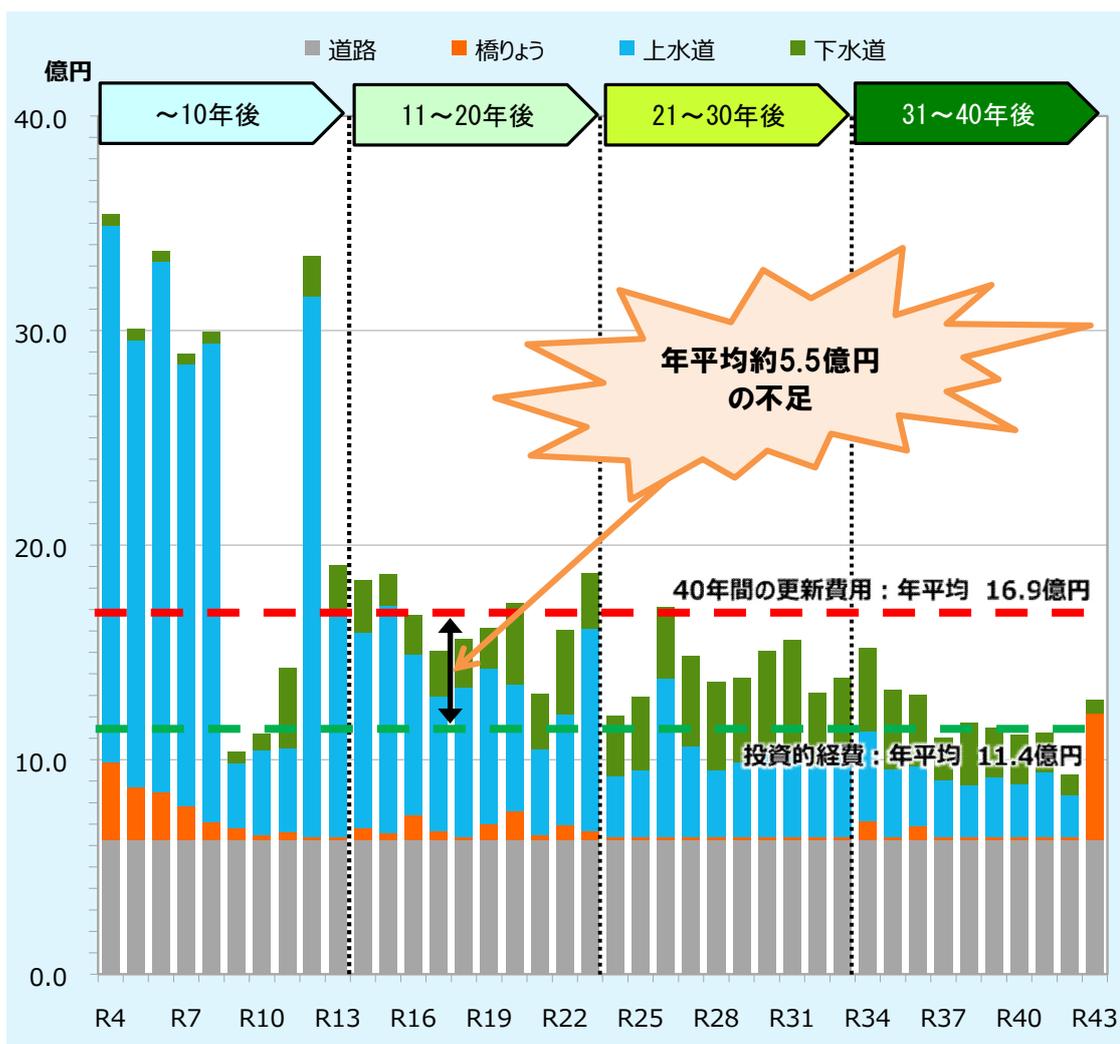


図 2.2.1 インフラ資産の改修・更新等にかかる将来費用

3. 公共施設等（建築物+インフラ資産）の維持管理・更新等にかかる費用

今後40年間で公共施設等の維持管理・更新等にかかる費用の総額は約1,285.8億円、年平均費用は約32.2億円と見込まれます。

一方、本計画策定時に充當可能な経費として設定した過去5年間における公共施設等の新規整備や維持管理等の年平均は約22.5億円であることから、毎年約9.7億円の不足が生じると見込まれます。

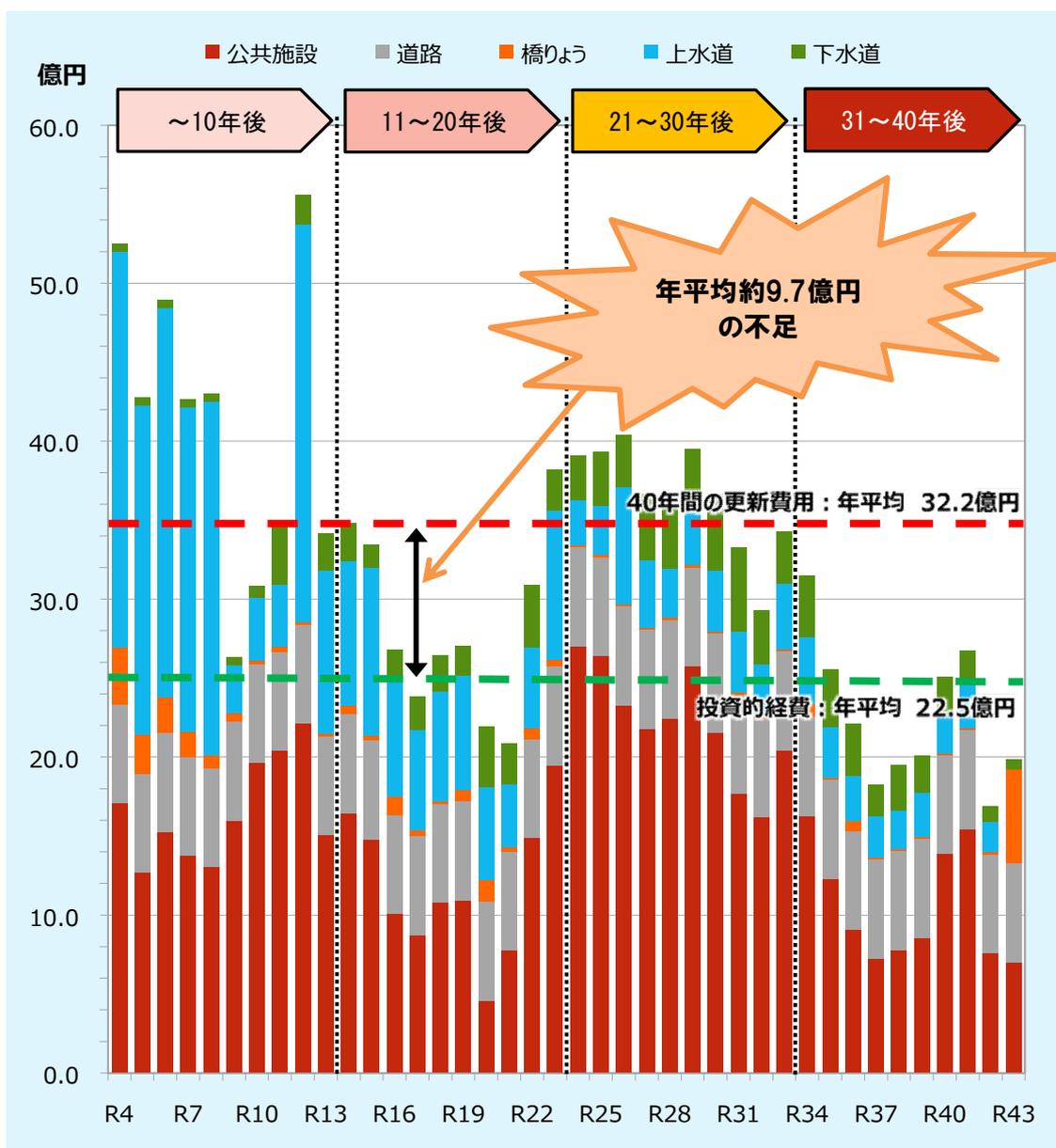


図 2.3.1 公共施設等（建築物+インフラ資産）の改修・更新等にかかる将来費用の総額

第3章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 施設の将来利用における基本的な方向

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 建築物の大規模改修・建替え等への対応

本町では、施設の需要に応じて、学校等の教育施設をはじめとして、町営住宅、公民館などの建築物を整備してきました。施設の多くは、昭和51年から平成7年にかけて整備しており、建築後30年以上経過した建築物が多くなっています。

本町の有形固定資産減価償却率は、令和元年決算から53.5%で、宮城県平均57.2%と全国平均63.4%を下回ってはいるものの、資産の半分以上を償却しており、施設の老朽化が進んでいることを示しています。今後40年間の更新等にかかる費用の試算結果によれば、建築物の再調達価格の約80%が見込まれており、特に、令和10年以降は、施設の建替えが連続し、令和24年にピークを迎え、年間27億円を超えることが見込まれます。現在の財政状況等を鑑みると、大規模改修・建替え等への投資継続は困難になると予想されます。

このことから、本町が現在所有する施設を今後そのまま維持することは実質不可能であるため、施設の総量削減は避けられない状況にあり、中長期的な視点、全庁的な視点から、計画的・戦略的に建築物の編成・管理に取り組む必要があります。大規模改修や建替え時期に併せて施設の利用状況や住民ニーズを的確に把握しながら、同じ機能を有する施設の集約や違った機能を持つ施設の複合化に取り組むなどし、機能を集中させて、より質の高い行政サービスの提供を目指していく必要があります。

また、現在、建築物の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っていますが、今後、計画的・戦略的な建築物管理を推進する上で情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

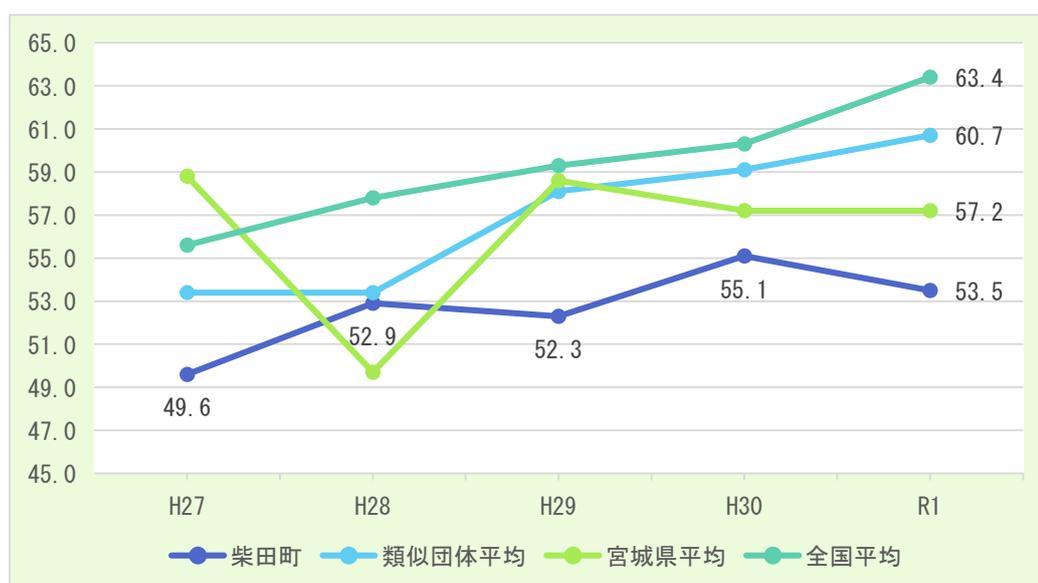


図 3.1.1 有形固定資産減価償却率の推移

② 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口推移をみると、過去20年程度は概ね横ばいで推移してきましたが、平成27年国勢調査人口の39,525人をピークに減少に転じ、今後少子高齢化がより一層進行していくと予測されています。

人口が減少することで、施設の維持にかかる人口一人当たりの負担額は増えることとなり、また、生産年齢人口の減少により、税収の減少が予想され、施設への投資継続はますます困難になります。一方で、人口に占める高齢者の割合増加が顕著であることから、高齢者にも利用しやすくなるよう、施設の段差解消などの改修に取り組む必要があります。



図 3.1.2 10月1日現在住民基本台帳に基づく人口推移

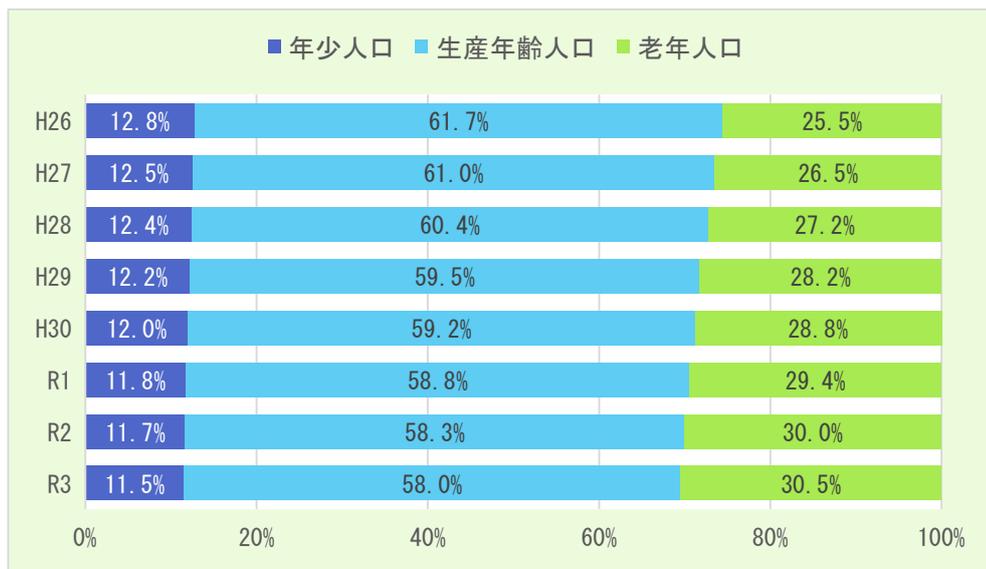


図 3.1.3 10月1日現在住民基本台帳に基づく人口構成比率

③ 財政状況への対応

町税収入等一般財源は、今後の人口予測を考慮すれば増加の見込みはなく、人口構成の変化から、高齢化や子育て支援施策に関する扶助費の額は、平成21年度からの10年間で約2.5倍に増加しており、今後も高齢化が進むにつれて更に増加していくものと予測されます。近年では、地震や豪雨などの大規模な自然災害からの復旧や、新型コロナウイルス感染症対策に大きな負担が生じるなど、突発的な災害等への備えも重要です。

このような状況下においては、公共施設等の維持管理等のための財源確保は、ますます厳しくなるものと予想されるため、施設の利用状況や住民ニーズから優先順位を検討することや総量の適正化を図ることとし、さらに、建築物の大規模改修・建替え等については、年度ごとの支出にバラツキが生じることから、財政負担の平準化に取り組むことが必要です。

また、施設の利用促進を図り利用料の増額を目指すことはもちろんのこと、新たな財源確保に取り組むとともに、効果的で効率的な公共施設等の維持に取り組む必要があります。



図 3.1.4 収入における一般財源と特定財源の別の推移



図 3.1.5 性質別経費のうち扶助費の推移

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口構成など本町の特性や町民ニーズを踏まえながら、長期的な視点に基づき、公共施設等の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するため、以下の方針に基づき計画を推進します。

建築物総量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえつつ、関連計画や重点施策との整合性を図りながら、必要な行政サービスの水準を確保しつつ、建築物総量の適正化を推進します。

具体的には、今後 40 年間で現在の建築物総量（延床面積）の約 38%削減を目指し、建築物の更新等にかかる経費について年間約 4.1 億円の縮減を図ります。

併せて、既存施設の有効活用や機能の複合化・統合化などの検討を行います。

計画的な長寿命化等の推進

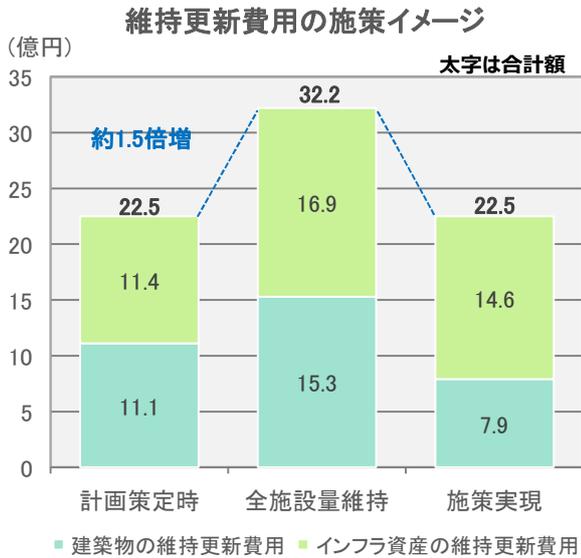
公共施設等の老朽化の状況や利用実態・需要の見通し等を踏まえつつ、今後も維持管理していく公共施設等については、財政支出の縮減と平準化を図るために、公共施設等の長寿命化と適切な維持管理を推進します。

具体的には、長期的な修繕計画の策定や定期的な点検等の強化などにより建物の健全性を維持するとともに、利用状況等から建物の優先度を判断し、優先度の高い建物の長寿命化を計画的に推進し、建物の耐用年数を 10 年延長させて 70 年^{※1}にすることで、更新等にかかる経費について年間約 3.3 億円の縮減を図ります。

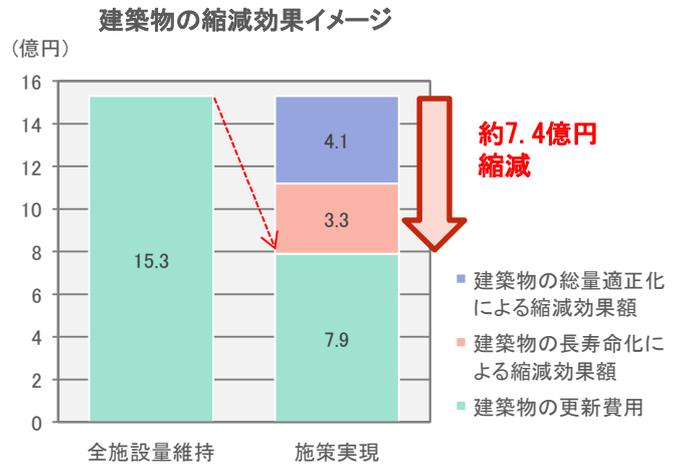
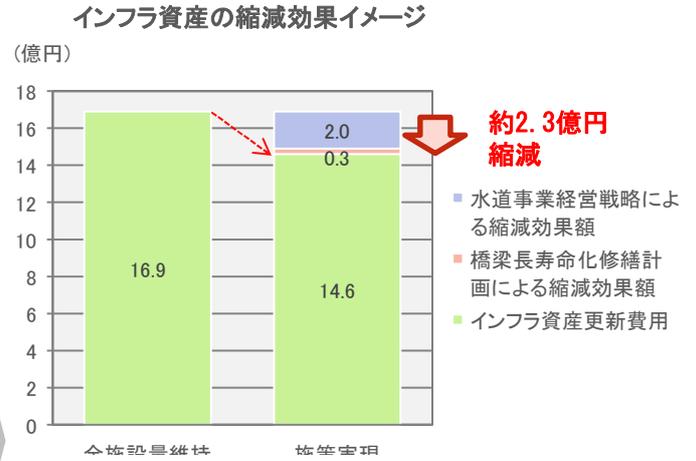
また、インフラ資産のうち橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づく予防保全の取り組みにより、年間約 0.3 億円の縮減を図り、上水道施設については、水道事業アセットマネジメントに基づく新たな水道事業経営戦略により、計画的かつ効果的な施設の更新を行うことで、年間約 2.0 億円の縮減を図ります。

※1 建物の耐用年数については、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考としました。これによりますと、耐用年数の代表値は 60 年、上限値は 80 年とされているため、中間値である 70 年を目標値としました。

<縮減目標のイメージ>



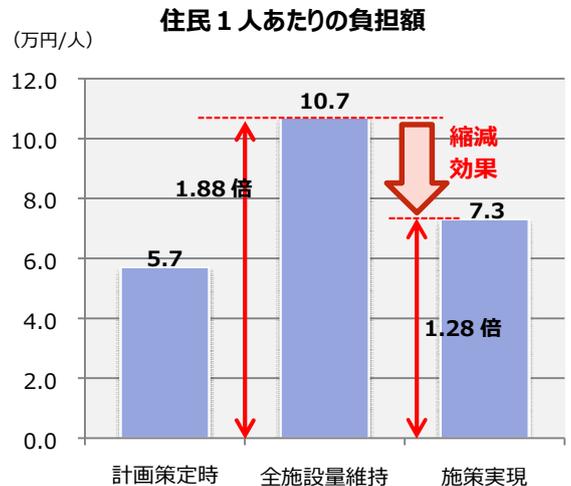
具体的には



また、住民1人あたりの負担額を算出すると、全施設量維持した場合は10.7万円/人と現在の1.88倍となりますが、施策実現により約7.3万円/人となり、約3.4万円/人の縮減効果が期待できます。

	年間の維持更新費用(億円)	人口(人)	住民1人あたりの負担額(万円/人)
計画策定時	22.5	39,525	5.7
全施設量維持	33.1	31,007	10.7
施策実現	22.5	31,007	7.3

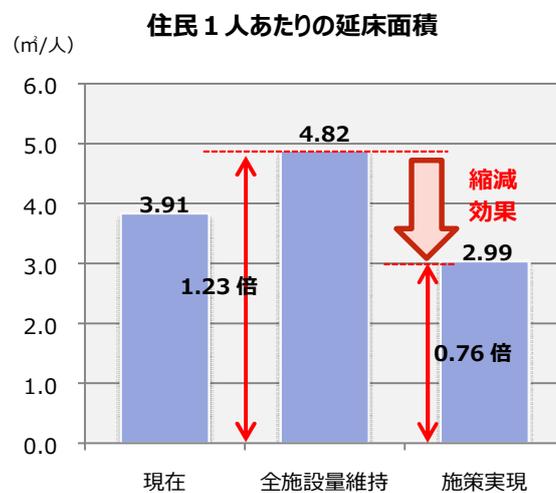
※計画策定時人口：平成27年国勢調査人口
全施設量維持・施策実現人口：令和37年推計人口（人口ビジョンより）



建築物の延床面積について、住民1人あたりの延床面積を算出すると、全施設量維持した場合は人口が減少することにより4.82 m²/人と現在の1.23倍となりますが、施策実現により2.99 m²/人と現在の0.76倍まで抑えることができます。

	建築物の延床面積 (m ²)	人口 (人)	住民1人あたりの延床面積 (m ² /人)
現在(R3.3 末)	149,546.8	38,271	3.91
全施設量維持	149,546.8	31,007	4.82
施策実現	約 92,700.0	31,007	2.99

※現在人口：令和2年国勢調査人口
 全施設量維持・施策実現人口：令和37年推計人口（人口ビジョンより）



2. 公共施設等の管理に関する方針

(1) 点検・診断等の実施方針

建築物の点検・診断にあたっては、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なると考えられます。

そのため、建築物を下記に示す建設時期から「旧耐震基準建築物」「新耐震基準建築物（前期）」「新耐震基準建築物（後期）」の3つに分類し、それぞれの分類における、点検・診断の実施方針を整理します。

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設とします。
②新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合し、建築後 35 年以上が経過した施設とします。
③新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後 35 年以内の施設とします。

注) 計画的な長寿命化等の推進の項において、建物の使用年数の目標値を 70 年と定めたことから、その半分となる 35 年を一つの目安と考え、建築後 35 年以内の施設は「耐震基準（後期）」とし、35 年以上経過した建築物を「耐震基準（前期）」と設定した。

《建築物》	1) 旧耐震基準建築物	<ul style="list-style-type: none"> これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。 耐震診断の結果、耐震性が不十分と判断された施設については、耐震補強や施設の利用制限などの対策を行います。 また、既に耐震化済みの施設や耐震性を有すると判断された施設については、更新時期まで日常点検・定期点検を行いながら適切な施設の維持管理に努めます。
	2) 新耐震基準建築物（前期）	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準の建築物のうち、建築後 35 年以上経過した建物は、既に大規模改修の実施時期を迎えています。 大規模改修を実施済みの施設については、更新時期まで日常点検・定期点検を行いながら適切な施設の維持管理に努めます。 上記以外の施設は、大規模改修や更新時期を迎えるまで、日常点検・定期点検の実施により施設の劣化状況の把握に努めます。
	3) 新耐震基準建築物（後期）	<ul style="list-style-type: none"> これらの施設は、建築後の経過年数も短く、施設の整備水準が比較的高い施設が多いものと想定されます。 長期使用を前提として、予防保全と計画的な大規模改修を実施するため、日常点検・定期点検の実施により劣化状況の把握に努めます。
《インフラ資産》		<ul style="list-style-type: none"> インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、不具合が生じてから行う「事後保全」から、定期的に点検・診断を行い不具合が発生する前に計画的に修繕を行う「予防保全」へ転換を図ります。 そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを確立します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

《建築物》	<ul style="list-style-type: none"> 施設の日常点検・定期点検の情報を統括的に管理し、劣化状況を踏まえて計画的・効率的な修繕、維持管理に努めます。 施設の更新にあたっては、人口の動向や町民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正規模の検討を行うとともに、機能の複合化や減築を検討し、効率的・効果的な施設の配置を目指します。 施設の更新にあわせて、立地適正化計画に示す居住誘導区域内での整備を優先的に検討します。 また、宮城県産材の活用や省エネ対応機器の導入など、環境への配慮とトータルコストの縮減に努めます。
《インフラ資産》	<ul style="list-style-type: none"> インフラ資産は、費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。 また、施設の整備や更新にあたっては、個別インフラ長寿命化計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。特に橋りょうについては、『柴田町橋梁長寿命化修繕計画』（平成31年2月）に基づき、計画的に点検、修繕又は架替え対策を実施します。

(3) 安全確保の実施方針

《建築物》	<ul style="list-style-type: none"> 日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。 さらに、災害時に避難所等の防災機能を有する公共施設において、点検の結果、危険性が認められた場合は、速やかな修繕・改修等を行い、安全性と機能の回復に努めます。 避難所等の指定が無い施設で危険性が認められた場合は、利用制限などの対策を行いながら、施設の利用状況や優先度を踏まえて、改修または更新を検討します。 老朽化により供用廃止された施設や今後も利用見込みのない施設等については、周辺居住環境等への影響を考慮し、施設の取壊しなど安全性の確保を図ります。
《インフラ資産》	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

《建築物》	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の用途や財政的観点から優先順位を決めたうえで、『柴田町耐震改修促進計画』（令和3年3月）に基づき耐震化を推進します。
《インフラ資産》	<ul style="list-style-type: none"> インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各インフラ施設の特長や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

《建築物》	<ul style="list-style-type: none">定期的な点検結果に基づき、計画的な機能改善等の予防保全による施設の長寿命化を推進します。
《インフラ資産》	<ul style="list-style-type: none">インフラ資産については、予防保全によって長寿命化を図りながらライフサイクルコストの削減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理に努めます。橋りょうについては、『柴田町橋梁長寿命化修繕計画』（平成31年2月）を踏まえ、長寿命化を推進します。

(6) 統合や廃止の推進方針

《建築物》	<ul style="list-style-type: none">施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえつつ、必要に応じて施設の機能集約や複合化などの方針を検討します。
《インフラ資産》	<ul style="list-style-type: none">インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に実施します。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

《建築物》	<ul style="list-style-type: none">多様な利用者のニーズに柔軟に対応するため、利用者の視点を大切にされた表示や誘導等の整備に努めます。施設の改修や更新の際には、段差解消や多目的トイレの設置などのハード整備にも取り組みます。
《インフラ資産》	<ul style="list-style-type: none">歩道の段差の解消や十分な幅員の確保、歩行者が安全に通行できるよう歩行空間の確保、子どもや外国人などにも理解できるわかりやすい案内標識の整備に努めます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 施設類型ごとの管理に関する方針

公共施設等の管理に関する基本方針を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する方針を以下のとおりとします。

表 4.1.1 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

《建築物》

用途区分	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討（案）
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> 柴田町役場、槻木事務所がある 行政運営や災害時の拠点として重要な施設 槻木事務所については、耐震性が不十分であるため、対策を要する 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の利便性を考慮しつつ、災害時の拠点として高い安全性を保ちます。 庁舎車庫棟・現業棟は除却します。 槻木事務所の機能を槻木生涯学習センターに移転し、既存建物は除却します。
町民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> 地区集会所、船岡駅コミュニティプラザ、槻木駅コミュニティプラザ、コミュニティ消防センター等がある 最も古い建築物は昭和31年建築の水防倉庫であり、耐震診断未実施の建物も残っている 小規模の建物が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 点検、修繕を実施しながら安全性を保ち、現在の施設を活用していきます。 地区集会所は、1次避難所として指定されているため、安全性を確保します。 消防施設は、集約と機能維持に努めます。
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> 船岡体育館、槻木体育館、総合運動場等がある 昭和50年代の建物があり、今後の老朽化対策に向けた検討が課題 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に解体した町民体育館の代替施設として、総合体育館建設に取り組みます。 総合体育館建設後、船岡体育館は他用途に転用、槻木体育館は機能を総合体育館に集約し、除却します。 指定管理制度を活用した施設の効率的・効果的な運営を目指します。
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 保健センター、地域福祉センター、地域活動支援センター（しらさぎ、もみのき）、むつみ学園等がある 老年人口が増加傾向にあり、人口構成比率が3割を超えている 	<ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の進展に伴い、住民ニーズの変化を見据えて、効率的・効果的な施設の活用を検討します。

用途区分	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討（案）
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校（6校）、中学校（3校）、学校給食センター、幼稚園がある ・校舎で最も古い建物は昭和44年建築の船岡中学校（耐震改修済） ・学校給食センター（昭和62年築）の老朽化及び既存不適格の対策が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の施設整備計画に基づき、計画的な大規模改修等の実施を検討します。 ・現在の給食センターは老朽化が進んでいることから、「学校給食衛生管理基準」に適合しアレルギー対応食の提供が可能な新たな給食施設の建設に取り組みます。 ・第一幼稚園は、児童数減少に伴い廃止します。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（3施設）、児童館（4施設）がある ・築年数は比較的新しい建物が多い。最も古い建物は昭和45年建築だが耐震診断を終えている ・子どもの数の減少と子育て支援のニーズの多様化が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数の動態と保育需要を見据えて、施設の効果的、効率的な整備を検討します。 ・西住児童館は他の施設に集約または移転（複合化）に取り組みます。 ・槻木保育所は民営化し、既存施設は除却します。
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター（3施設）、公民館（3館）、しばたの郷土館等がある ・昭和40年代の建物があり、老朽化対策に向けた検討が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況や住民ニーズを踏まえて、集約や複合化、改修や改築の必要性及び手法を検討します。 ・指定管理制度を活用した施設の効率的・効果的な運営を目指します。 ・槻木生涯学習センターは槻木事務所と西住公民館は西住児童館との複合化に取り組みます。
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽の村、農村環境改善センター、仙南地域職業訓練センター、シルバー人材センター、観光物産交流館等がある ・昭和50年代の建物があり、今後の老朽化対策に向けた検討が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業および観光振興のため現在の施設を活用していきます。 ・施設の利用状況等を踏まえて、集約や複合化、改修や改築の必要性及び手法を検討します。 ・指定管理制度を活用した施設の効率的・効果的な運営を目指します。
町営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・各年代で整備を行っている ・建築後60年を過ぎた建物も残っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築年代の古い住宅は、順次取壊しを進めるとともに、建替えを検討します。 ・人口減少、高齢化等の社会構造の変化に応じた住宅政策を検討します。

用途区分	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討（案）
公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公園トイレ等がある ・建築年数が古く老朽化が進んでいる建物が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の利用状況を踏まえて、改修や改築の必要性と手法を検討します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駅自転車駐車場、町営墓地、旧勤労青少年ホーム等がある ・昭和40年から50年代の建物があり、老朽化対策に向けた検討が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況等を踏まえて、改修や改築の必要性及び手法を検討します。 ・旧勤労青少年ホームは解体します。 ・駅自転車駐車場は、利用状況を踏まえて効率的・効果的な運営手法を検討します。

《インフラ資産》

区分	現状及び課題等	町の基本方針 将来の施設利用検討（案）
道路・ 橋りょう	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路改良率 68.5% (宮城県市町村振興協会 市町村概要) <p>(橋りょう)</p> <ul style="list-style-type: none"> 158 橋 昭和 20 年代整備の施設も残っており、46.1%が 50 年以上経過 	<ul style="list-style-type: none"> 道路は、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 橋りょうは、『柴田町長寿命化修繕計画』(平成 31 年 2 月)に基づき計画的な対策を実施します。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 上水道普及率 99.9% (平成 28 年度柴田町行財政概要) 整備後 30 年以上経過した管路の割合が約 50.1%と半数を超えている 老朽化している水道施設の更新や耐震対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 有収率の向上を図るため、漏水発生の多い地区を中心に老朽管の布設替工事を実施します。 配水管の耐震化を図ります。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 下水道普及率 80.0% (令和 3 年度柴田町行財政概要) 昭和 49 年から整備計画が開始されており、整備後 30 年以上経過した管路の割合が約 29.5%となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画に基づき、順次整備を推進します。 『柴田町下水道ストックマネジメント計画』に基づき、点検・調査を行い緊急度を判定し、改修が必要である西船迫地区を中心に汚水管渠等施設の長寿命化対策を進めます。
農林業施設	<p>(農道) (林道)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械の大規模化に伴い、道路の老朽化が著しくなっている。 <p>(ため池)</p> <ul style="list-style-type: none"> 築造年代不明のため池があり、老朽化対策に向けた検討が課題である <p>(排水機場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備後 20 年以上経過した施設が 2 施設、10 年以上経過が 1 施設ある <p>(頭首工)</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 20 年代整備の施設であるが、災害復旧事業で昭和 40 年代、昭和 60 年代に堰の改修を行っており、現在、長寿命化のため大規模改修を行なっている 	<ul style="list-style-type: none"> 農林業施設は、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 老朽化対策が求められる施設は、必要に応じた対策(大規模改修)を検討します。

第5章 計画の推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

本計画に掲げる各種方針に基づき、公共施設の最適化や住民の多様なニーズに応えるためには、各施設の所管課がそれぞれに対応するのではなく、転用や複合化などの組織横断的な取り組みが必要不可欠です。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進にあたっては、横断的な連携体制として「公共施設等マネジメント推進委員会」を組織し、計画の進捗管理を行うとともに、各施設の維持管理や更新、統廃合等の手法の検討に取り組むとともに、施設ごとの方針を円滑に推進するため、施設単位での担当者会議を開催するなど推進体制の強化を図ります。

また、計画に関する事務を統括し、技術指導を可能とする専任組織の設置についても検討しフォローアップ体制の充実を図ります。

(2) 情報管理・共有

施設の維持管理費や稼働率などのセグメント情報は、建築物の管理及び方針を決定するうえで非常に重要な基礎データです。しかしながら、現在の建築物の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っており、全庁的な状況の把握が難しい状態です。

このため、本計画の推進にあたっては、施設の利用状況や人件費・修繕費等の維持管理費用といったセグメント別の行政コストを明らかにしたうえで、定期点検結果等を含めた一元的なデータとして把握・共有し、公共施設等の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用や余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討を進めるとともに、固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

2. 総合的かつ計画的な公共施設マネジメントを実現するための体制の構築方針

(1) 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等の総合的なマネジメントの推進には、実際に町民が利用する施設の規模の縮小や統廃合等も視野に入れた検討を伴うことから、受益者である町民の方々の理解が必要不可欠です。

そのため、ホームページ・広報紙等の活用、住民懇談会等の開催により、計画の進捗報告や公共施設等の利活用に関する情報や課題の共有に努めます。

そのうえで、公共施設等に関する町民の様々な意見を反映するとともに、協働による維持管理の仕組みについても検討します。

(2) 職員の技術力確保、意識向上

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、課題意識を持って取り組むことにより、公共施設が安全に維持され、もって質の高い住民サービスが可能になります。また、施設の日常点検・定期点検を実施することで安全性や劣化状況を即時に把握できることから、職員の意識向上や点検等の評価手法など、必要な技術力を身につける機会を確保します。

(3) 財源確保等の取組み

公共施設等の総合的なマネジメントを推進する上で、財源を確保する事は特に重要です。地方公会計の活用と固定資産台帳の公表等により、施設の維持管理経費の最適化・効率化を目指すとともに、未利用資産の賃借や売却による財源確保に努めます。また、施設の立地や特性を生かしたネーミングライツやクラウドファンディングによる新たな財源確保策にも取り組みます。

このほか、施設等の維持管理費の見込みには、年度ごとの支出にバラツキが生じることから、(仮称) 公共施設等管理基金の創設を検討するなどして財政負担の平準化に取り組むとともに、効率的・効果的な施設運営には「運営経費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させる視点が不可欠であることから、さらなる民間活力の活用による歳出抑制やサービスの充実に努めます。

3. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要です。

「PLAN (計画)」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行いました。「DO (実施)」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進等による公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。また、その後も「CHECK (検証)」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「ACTION (改善)」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。また、必要に応じて「PLAN (計画)」を見直します。

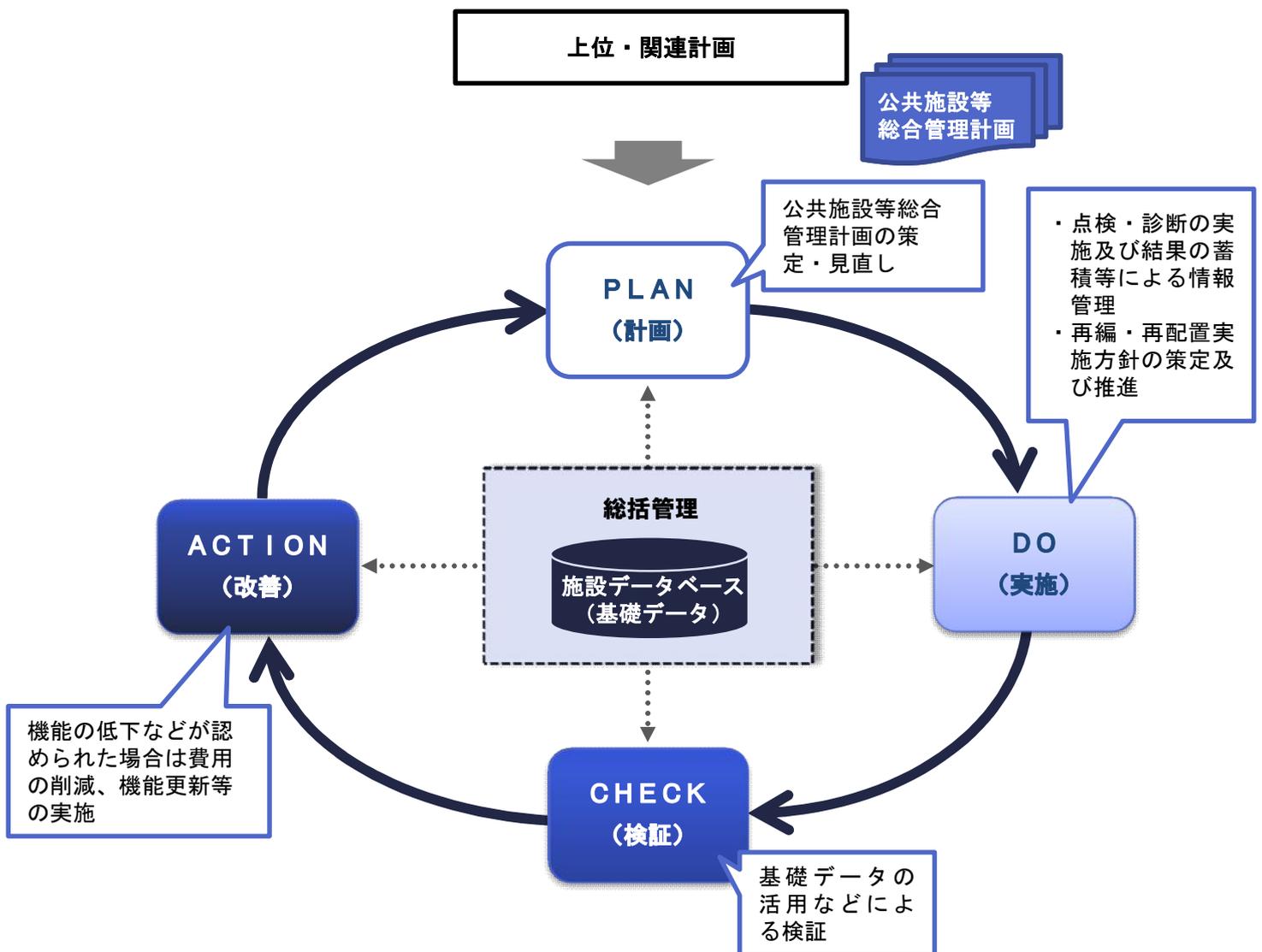


図 5.3.1 フォローアップの実施イメージ

資料編

資料編 1 人口等の現況と将来の見通し

1. 柴田町の概要

本町の面積は 54.03 k m² で、宮城県の南部に位置しています。北西部を標高 200m 前後の山々に囲まれた盆地で、白石川が町の中心部を流れ、町の東南部を流れる阿武隈川と合流して太平洋に注いでいます。

北東は岩沼市に隣接し、東は亶理町、南は角田市と大河原町、西は村田町に接しています。

昭和 31 年に槻木町と船岡町が合併して誕生した町で、基幹産業は農業でしたが、幹線交通網の整備に伴って、工業と商業が著しく発展しました。



2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

令和 2 年国勢調査によると、本町の人口は 38,271 人、世帯数は 15,546 世帯となっています。

人口の推移をみると、昭和 55 年から平成 12 年にかけて順調に増加傾向で推移していましたが、平成 12 年以降は 40,000 人弱で横ばいに推移しています。

1 世帯あたり人員は 2.46 人/世帯で、宮城県の平均世帯人員 (2.35) とほぼ同水準です。

表 資料編 1.2.1 人口・世帯数の推移

調査年	人口(人)	世帯数(世帯)	1世帯あたり 人員(人)
昭和 55 (1980) 年	32,106	8,801	3.65
昭和 60 (1985) 年	35,416	10,054	3.52
平成 2 (1990) 年	37,315	11,071	3.37
平成 7 (1995) 年	38,749	12,161	3.19
平成 12 (2000) 年	39,485	13,226	2.99
平成 17 (2005) 年	39,809	14,023	2.84
平成 22 (2010) 年	39,341	14,439	2.72
平成 27 (2015) 年	39,525	15,121	2.61
令和 2 (2020) 年	38,271	15,546	2.46

資料: 各年とも国勢調査



図 資料編 1.2.1 人口・世帯数の推移

(2) 将来人口の推計

本町の将来人口は、「柴田町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、令和 22 年（2040 年）の目標人口を 34,000 人、令和 42 年（2060 年）の目標人口を 30,000 人としていることから、本計画における将来人口もこの目標人口とします。

今後の人口推移をみると、令和 22 年における人口は平成 27 年国勢調査人口に比べて 14% 減少するとともに、平成 72 年の人口は平成 27 年国勢調査人口に比べて 23.9% 減少すると推計されています。年齢 3 区分別では、生産年齢人口が大きく減少する傾向がみられます。

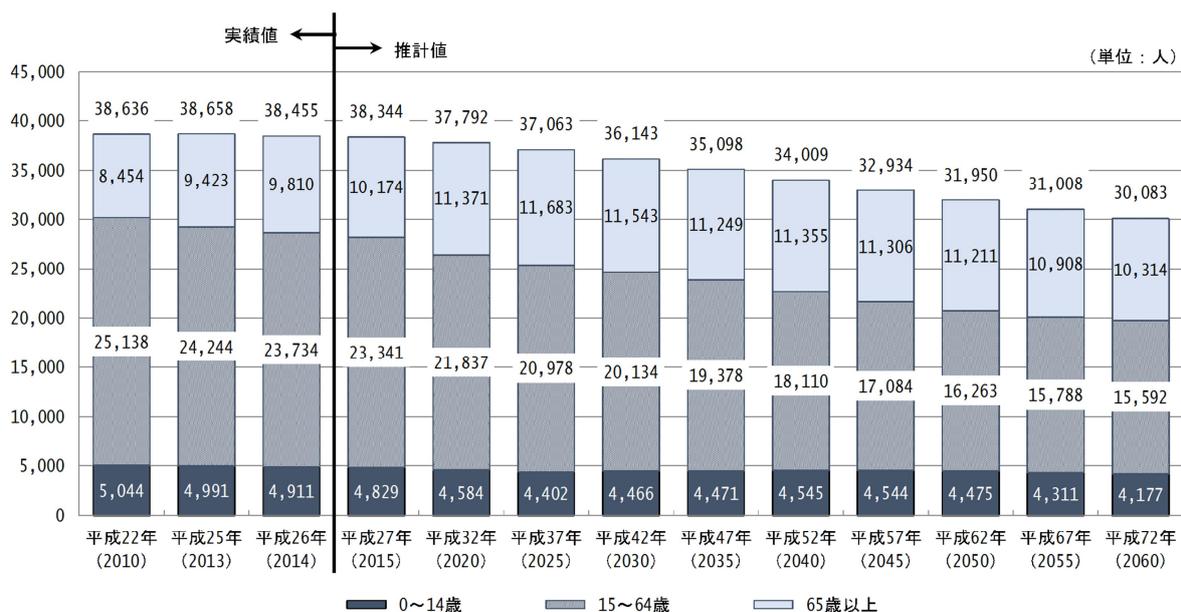


図 資料編 1.2.2 柴田町の将来人口推計

※資料: 柴田町人口ビジョン(平成 27 年 9 月 柴田町)

3. 歳入歳出の推移と財源の見込み

(1) 歳入の状況

令和2年度の歳入は約216億円で過去最高となりましたが、新型コロナウイルス対策関連経費として一時的に国庫補助等が増加したことによるものです。令和2年度の状況を除いた歳入総額の平均は約132億円で、そのうち地方税は約44億円となっており平成21年度からほぼ横ばいで推移していますが、地方税の主たる納税者となる生産年齢人口の減少が予測されていることから、今後、地方税の減少が懸念されます。

表 資料編 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

年度 歳入	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)
地方税	4,349	4,212	4,432	4,462	4,323	4,369
交付税	2,416	2,731	3,766	2,797	2,796	2,899
国補助	1,455	1,238	1,447	1,876	1,615	1,800
県補助	546	705	977	679	674	929
地方債	684	1,397	1,041	2,765	1,276	1,681
譲与税	158	153	149	140	134	127
その他	1,574	1,646	1,794	2,030	1,926	1,581
合計	11,182	12,081	13,606	14,750	12,744	13,387

年度 歳入	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
地方税	4,283	4,430	4,395	4,381	4,430	4,390
交付税	3,291	2,948	2,562	2,655	2,823	2,733
国補助	2,237	1,446	1,633	1,514	2,009	6,466
県補助	701	657	721	753	868	1,145
地方債	1,785	1,105	1,155	1,317	1,945	2,504
譲与税	133	132	132	135	136	128
その他	1,911	1,939	2,079	2,229	2,857	4,295
合計	14,342	12,657	12,678	12,984	15,069	21,661

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

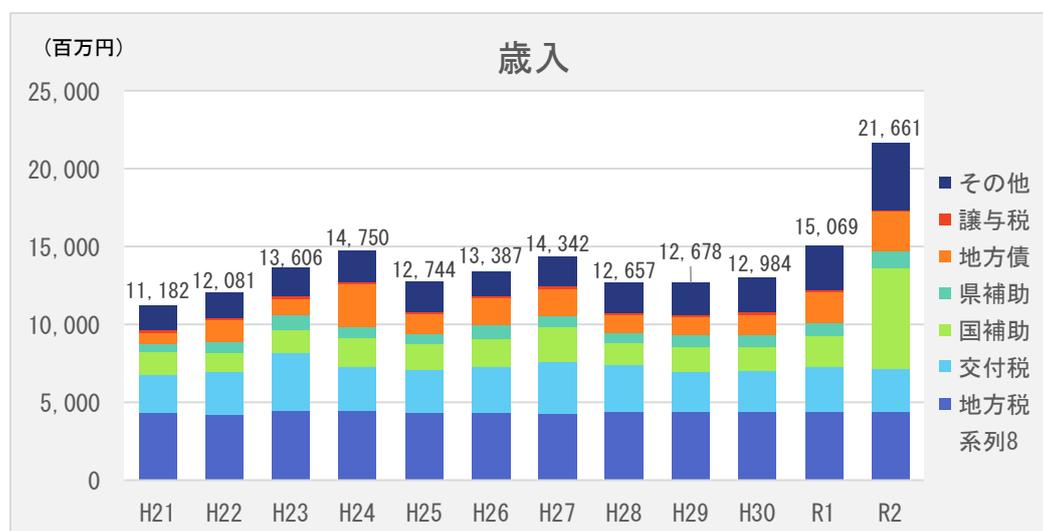


図 資料編 1.3.1 歳入の推移

(2) 歳出の状況

令和2年度の歳出は約210億円で、これも歳入同様に新型コロナウイルス対策によるものです。増加傾向にある扶助費は、平成21年度から令和2年度で約2.5倍に増加しており、今後も進行が予想される少子高齢化により、さらに増加していくことが見込まれます。

また、公共施設等の整備にかかる普通建設費と維持補修費の合計は、歳出全体の約1割から2割、平均15%で推移していますが、今後の扶助費の増加に伴い、これらに充当できる財源の確保はますます厳しくなるものと懸念されます。

表 資料編 1.3.2 歳出の推移 (百万円)

年度 歳出	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)
人件費	2,342	2,382	2,364	2,367	2,328	2,306
物件費	1,518	1,660	1,892	1,679	1,598	1,750
維持補修費	38	57	55	52	70	79
扶助費	790	1,211	1,313	1,327	1,358	1,522
補助費	2,169	1,634	1,682	1,546	1,696	1,884
公債費	1,699	1,681	1,570	1,521	1,304	1,164
繰出金	1,396	1,467	1,777	1,520	1,627	1,483
普通建設費	644	1,394	1,279	3,161	1,818	2,706
その他	397	231	953	979	652	333
合計	10,992	11,716	12,885	14,151	12,449	13,226

年度 歳出	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
人件費	2,247	2,229	2,220	2,164	2,165	2,459
物件費	1,845	1,840	1,910	2,011	2,516	2,510
維持補修費	74	96	80	85	103	214
扶助費	1,562	1,712	1,710	1,640	1,754	1,941
補助費	2,361	2,089	1,560	1,552	1,894	6,665
公債費	1,228	1,189	1,230	1,249	1,259	1,294
繰出金	1,608	1,584	1,601	1,567	1,635	1,262
普通建設費	2,630	1,209	1,521	1,780	2,212	2,881
その他	555	556	698	837	1,199	1,822
合計	14,110	12,504	12,530	12,885	14,737	21,048

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

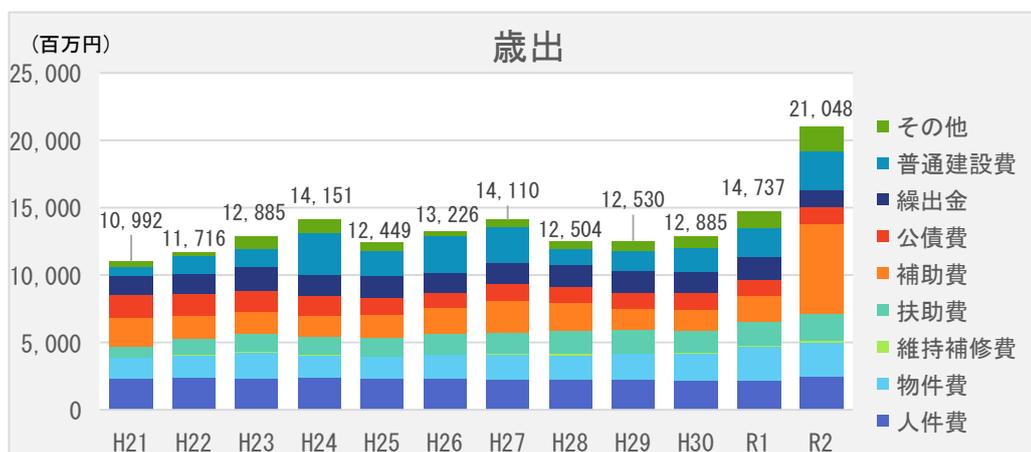


図 資料編 1.3.2 歳出の推移

(3) 財政指標の状況

平成 20～令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）に基づき、財政力指数の推移を下記に示します。

表 資料編 1.3.3 財政力指数の推移

項目	区分	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)
財政力指数	柴田町	0.62	0.62	0.61	0.60	0.59	0.60
	宮城県平均	0.55	0.55	0.53	0.51	0.49	0.50
経常収支 比率	柴田町	92.90	94.20	90.50	94.70	93.10	90.70
	宮城県平均	93.70	93.20	90.60	95.80	93.00	93.20
実質公債費 比率	柴田町	16.20	14.70	14.10	13.00	11.80	9.90
	宮城県平均	13.10	13.00	12.40	11.90	11.40	11.10
将来負担 比率	柴田町	91.80	83.40	84.30	64.80	70.70	64.50
	宮城県平均	-	-	108.00	94.80	76.40	67.90

項目	区分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
財政力指数	柴田町	0.61	0.62	0.62	0.63	0.63	0.63
	宮城県平均	0.51	0.52	0.53	0.53	0.54	0.55
経常収支 比率	柴田町	89.50	89.5	90.9	91.5	92.2	92.6
	宮城県平均	94.10	92.2	95.2	95.6	95.6	97.0
実質公債費 比率	柴田町	7.50	5.5	3.7	3.1	2.9	3.4
	宮城県平均	10.40	9.4	8.8	7.8	7.1	6.4
将来負担 比率	柴田町	62.00	69.5	46	41.2	30.3	31.3
	宮城県平均	62.60	57	49.8	46.8	37.8	33.1

1) 財政力指数 ※1

財政力指数は、平成20年度から令和元年度にかけて概ね横ばいの状況です。宮城県平均と比較すると、宮城県平均と同様にほぼ横ばいに推移し、指数は0.6程度でありやや高めです。

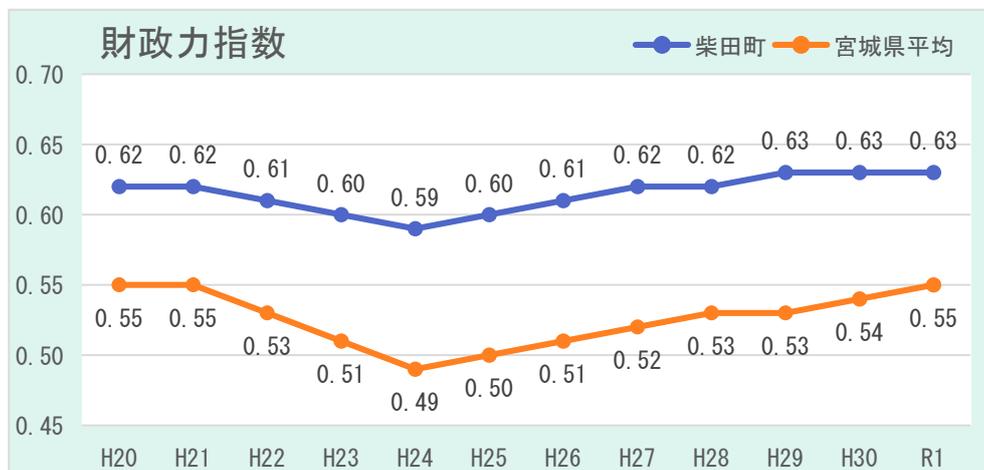


図 資料編 1.3.3 財政力指数の推移

※1 地方公共団体が自力で必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体(不交付団体)となります。

毎年度の地方交付税(普通交付税)の算定に用いる「基準財政収入額(標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額)」を「基準財政需要額(標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額)」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

2) 経常収支比率 ※2

平成22年度まで減少し、平成23年度に上昇しています。これは東日本大震災に伴う地方税の減免措置等による影響と判断されます。

平成24~26年度には、宮城県平均と比べるとやや低く、減少に転じましたが、平成27年度以降は上昇し令和元年度では92.6となっています。

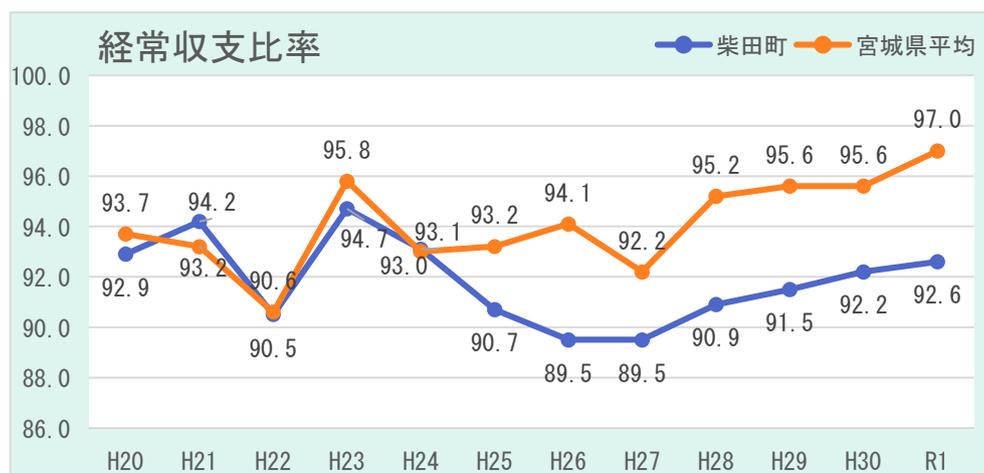


図 資料編 1.3.4 経常収支比率の推移

※2 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

3) 実質公債費比率 ※3

早期健全化基準の25%を下回り健全な状況です。平成24年度までは、宮城県平均より高い水準でしたが、平成25年度以降は宮城県平均を下回って推移し、平成30年度に最低となりました。

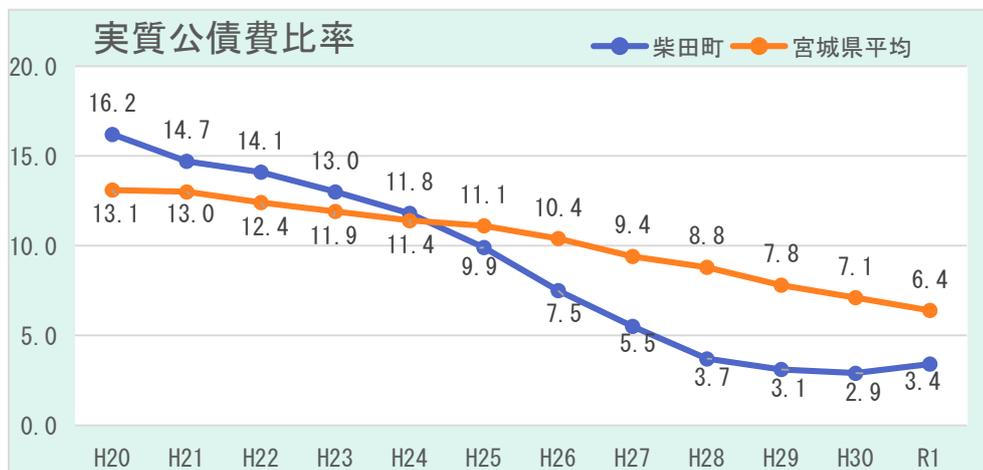


図 資料編 1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額(特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など)の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

4) 将来負担比率 ※4

早期健全化基準(350)を下回っており健全な状況で、毎年減少傾向にあります。宮城県平均と比較すると、平成24年度以降は差が小さくなり、平成28年度からは宮城県平均を下回っています。

今後も、起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保し、将来に備える必要があります。

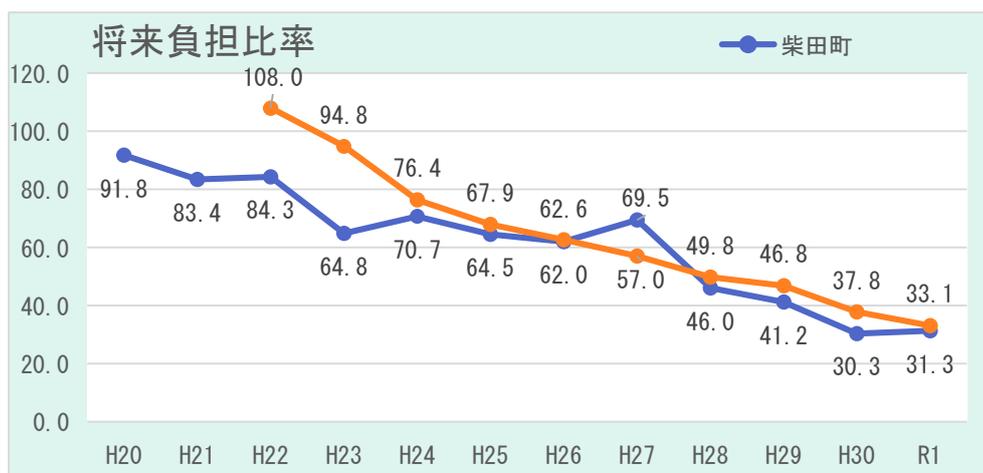


図 資料編 1.3.6 将来負担比率の推移

※4 一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

資料編 2 公共施設の維持管理・更新等にかかる中長期的な経費の算定

1. 公共施設の維持管理・更新等にかかる費用算定

本書での試算に当たっては、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」を参照して、次の各項目を設定しています。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 積み残しの処理（経過期間：大規模改修）

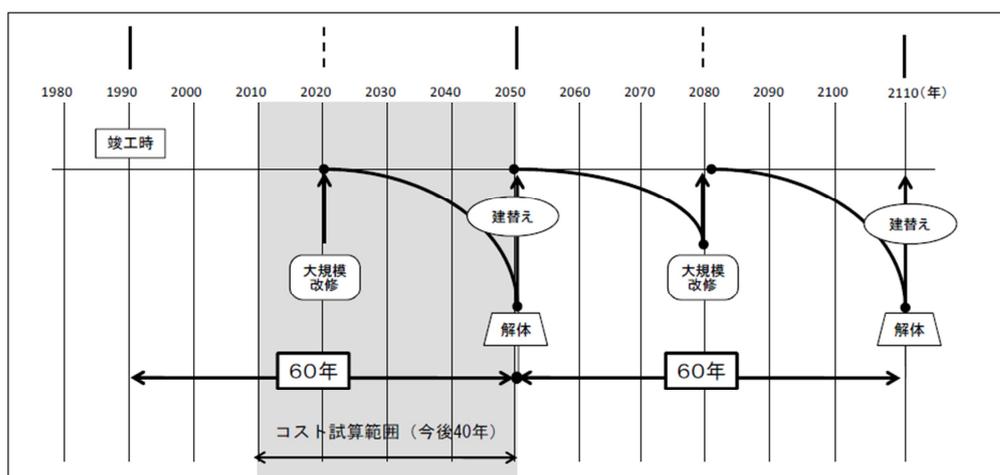


図 資料編 2.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

資料：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 大規模改修コストの考え方

1) 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律 30 年目に実施します。ただし、そのうち今後 10 年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

大規模改修実施年度は、建設年から 30 年目とする

2) 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における単価を参照して設定します。

大規模改修の施設別単価を以下に示します。

表 資料編 2.1.1 施設分類別の大規模改修単価

用途区分	対象施設	大規模改修単価
行政施設	庁舎施設、その他の行政関連施設	25 万円/㎡
町民文化系施設	集会施設、消防・防災施設、町民活動施設	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	グラウンド・運動場、体育館、レクリエーション施設	20 万円/㎡
保健・福祉施設	福祉施設	20 万円/㎡
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター	17 万円/㎡
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	17 万円/㎡
社会教育系施設	資料館、公民館等	25 万円/㎡
産業系施設	産業系施設	25 万円/㎡
町営住宅	町営住宅	17 万円/㎡
公園施設	公園（トイレ）等	17 万円/㎡
その他	駐輪場、町営墓地（東屋）等	20 万円/㎡

3) 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分しています。

4) 修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成2年度の建築の場合、令和2年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる令和元年度から工事を開始し、30年目にあたる令和2年度に工事完了となります。

建築年	29年目	30年目
平成2年度	← 修繕開始 令和元年度	完了 令和2年度 →

年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。行政施設を大規模改修する場合は、単価25万円、延床面積2,000㎡と仮定すると、以下のように年間2億5,000万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価} (25 \text{ 万円/㎡}) \times \text{延床面積} (2,000 \text{ ㎡}) / 2 \text{ カ年} = 2 \text{ 億} 5,000 \text{ 万円/年}$$

5) 修繕積み残し

既に30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で実施します。なお、建設時からの経過年数が、30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えると仮定しています。

(2) 建替えコストの考え方

1) 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる 60 年を設定します。

建替え実施年度は、建設年から 60 年目とする

2) 建替え単価の設定

建替え単価は、大規模改修単価と同様に、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における単価を参照して設定します。

建替えの施設別単価について、以下に示します。

表 資料編 2.1.2 施設分類別の建替え単価

用途区分	対象施設	建替え単価
行政施設	庁舎施設、その他の行政関連施設	40 万円/㎡
町民文化系施設	集会施設、消防・防災施設、町民活動施設	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	グラウンド・運動場、体育館、レクリエーション施設	36 万円/㎡
保健・福祉施設	福祉施設	36 万円/㎡
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター	33 万円/㎡
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館	33 万円/㎡
社会教育系施設	資料館、公民館等	40 万円/㎡
産業系施設	産業系施設	40 万円/㎡
町営住宅	町営住宅	28 万円/㎡
公園施設	公園（トイレ）等	33 万円/㎡
その他	駐輪場、町営墓地（東屋）等	36 万円/㎡

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を 3 年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59 年目、60 年目、61 年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和 35 年度の建築の場合、令和 2 年度が建築から 60 年目にあたることから、59 年目の令和元年度から工事を開始し、61 年目の令和 3 年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和35年度	建替え開始 ←		完了 →
	令和元年度	令和2年度	令和3年度

年間費用は、建替え費用を3等分した値とし、行政施設を建替える場合は、単価40万円、延床面積を3,000㎡と仮定すると、以下のように年間4億円のコストとなります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000 ㎡)} / 3 \text{ カ年} = 4 \text{ 億円/年}$$

(3) 大規模改修にかかる将来費用の総額

1) 大規模改修にかかる将来費用の総額

将来の費用試算によると、40年間の大規模改修にかかる費用の総額は約206億円で、特に学校教育系施設や町営住宅の大規模改修にかかる費用が大きいものと想定されます。

なお、既に更新時期を迎えている築31年以上50年以下の大規模改修費は、今後10年間で予防保全の対策を検討する必要があり、令和4～13年にかけて費用の負担が見込まれています。

表 資料編 2.1.3 今後40年間における大規模改修にかかる将来費用の総額

用途区分	大規模改修費（千円）				
	計	令和4～13年	令和14～23年	令和24～33年	令和34～44年
行政施設	314,710	314,710	0	0	0
町民文化系施設	2,376,864	1,941,114	370,465	42,785	22,500
スポーツ・レクリエーション施設	1,036,528	1,036,528	0	0	0
保健・福祉施設	481,597	448,675	32,922	0	0
学校教育系施設	5,128,791	3,021,930	329,970	854,206	922,685
子育て支援施設	532,241	14,550	284,920	198,897	33,874
社会教育系施設	2,551,979	2,351,495	9,834	0	190,650
産業系施設	1,250,995	1,110,920	117,290	22,785	0
町営住宅	5,486,315	1,213,939	1,169,921	2,006,921	1,095,533
公園施設	30,750	7,978	275	22,496	0
その他	1,457,496	1,176,442	278,702	2,352	0
合計	20,648,265	12,638,282	2,594,299	3,150,442	2,265,242

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

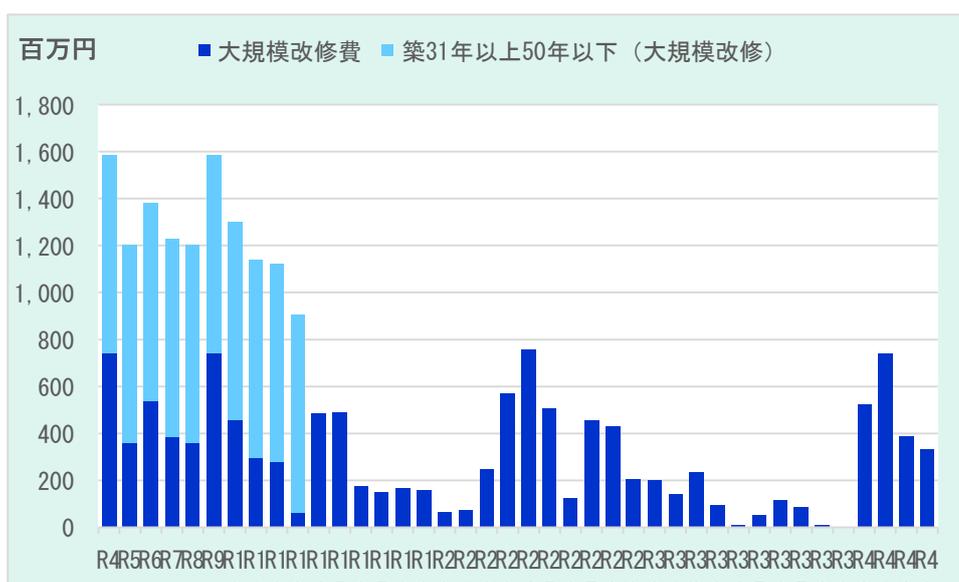


図 資料編 2.1.2 大規模改修にかかる将来費用

2) 大規模改修にかかる将来費用の内訳

大規模改修費用の内訳では、建築後30年目の「大規模改修」と、建築後31年以上経過している建物「築31年以上50年以下の大規模改修」に分けて試算しています。

建築後31年以上50年以下の大規模改修は、既に大規模改修時期を超過していることから、今後10年間に優先的に大規模改修を実施するものとして10年間均等で計上します。なお、建築後51年以上経過している施設は、60年を経た年に建替えると仮定しています。

今後40年間で、建築後30年目の「大規模改修」費用として約122億円の費用が見込まれ、すでに建築後31年以上経過し、大規模改修を今後10年間に実施（積み残し）する費用試算では、約84億円の費用が発生することになります。

表 資料編 2.1.4 今後40年間における大規模改修にかかる将来費用内訳（築30年目の大規模改修）

用途区分	大規模改修費（千円）				
	計	令和4～13年	令和14～23年	令和24～33年	令和34～44年
行政施設	0	0	0	0	0
町民文化系施設	1,288,299	852,549	370,465	42,785	22,500
スポーツ・レクリエーション施設	29,124	29,124	0	0	0
保健・福祉施設	481,597	448,675	32,922	0	0
学校教育系施設	2,370,871	264,010	329,970	854,206	922,685
子育て支援施設	517,691	0	284,920	198,897	33,874
社会教育系施設	1,556,004	1,355,520	9,834	0	190,650
産業系施設	503,693	363,618	117,290	22,785	0
町営住宅	4,806,901	534,526	1,169,921	2,006,921	1,095,533
公園施設	27,537	4,765	275	22,496	0
その他	650,992	369,938	278,702	2,352	0
合計	12,232,708	4,222,724	2,594,299	3,150,442	2,265,242

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

表 資料編 2.1.5 今後40年間における大規模改修にかかる将来費用内訳（築31年以上50年以下の大規模改修）

用途区分	大規模改修費（千円）				
	計	令和4～13年	令和14～23年	令和24～33年	令和34～44年
行政施設	314,710	314,710	0	0	0
町民文化系施設	1,088,565	1,088,565	0	0	0
スポーツ・レクリエーション施設	1,007,404	1,007,404	0	0	0
保健・福祉施設	0	0	0	0	0
学校教育系施設	2,757,920	2,757,920	0	0	0
子育て支援施設	14,550	14,550	0	0	0
社会教育系施設	995,975	995,975	0	0	0
産業系施設	747,303	747,303	0	0	0
町営住宅	679,414	679,414	0	0	0
公園施設	3,213	3,213	0	0	0
その他	806,504	806,504	0	0	0
合計	8,415,558	8,415,558	0	0	0

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

(4) 建替えにかかる将来費用の総額

1) 建替えにかかる将来費用の総額

今後40年間の建替えにかかる費用の総額は約405億円で、このうち令和22年以降、費用負担が多くなります。用途別に見ると、学校教育系施設の費用が多くなるものと想定されます。

また、町営住宅は10年ごとの間隔で、約10億円以上の建替え費用が試算されます。

※試算上は築61年となる建物の建替え費用は、令和4年から10カ年で計上しています。

表 資料編 2.1.6 今後40年間における建替えにかかる将来費用の総額

用途区分	建替え費（千円）				
	計	令和4～13年	令和14～23年	令和24～33年	令和34～44年
行政施設	2,424,828	0	2,250,456	174,372	0
町民文化系施設	3,374,300	48,192	552,601	1,358,979	1,414,528
スポーツ・レクリエーション施設	1,880,870	0	584,930	1,238,477	57,463
保健・福祉施設	1,755,576	0	70,354	862,018	823,205
学校教育系施設	17,209,682	1,827,145	3,875,264	10,176,378	1,330,896
子育て支援施設	720,413	65,756	342,434	312,223	0
社会教育系施設	4,475,993	305,040	0	1,869,431	2,301,523
産業系施設	1,772,180	0	376,432	819,252	576,496
町営住宅	4,738,130	1,606,689	746,904	1,306,488	1,078,049
公園施設	27,572	12,085	4,158	2,079	9,250
その他	2,119,007	1,411	463,410	988,297	665,888
合計	40,498,552	3,866,318	9,266,943	19,107,994	8,257,297

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

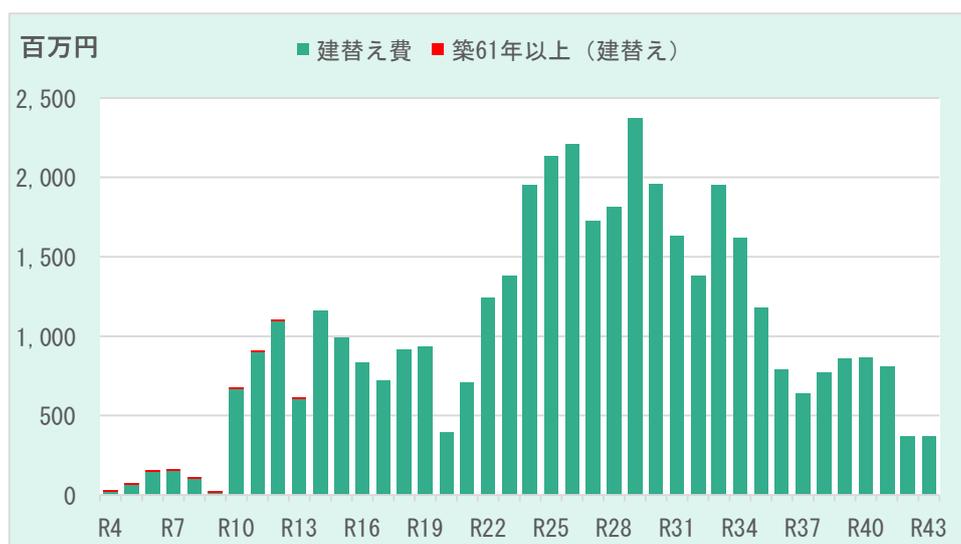


図 資料編 2.1.3 建替えにかかる将来費用

2) 建替えにかかる将来費用の内訳

建替え費用の内訳には、建築後 60 年目の「建替え」と、建築後 61 年以上経過し、建替え時期を超過している建物「築 61 年以上の建替え」に分けて試算します。

既に建替え時期（築 61 年以上）を経過している建物を建替える費用として約 1 億円の費用が試算されています。

表 資料編 2.1.7 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用内訳（築 60 年目の建替え）

用途区分	建替え費（千円）				
	計	令和 4～13 年	令和 14～23 年	令和 24～33 年	令和 34～44 年
行政施設	2,424,828	0	2,250,456	174,372	0
町民文化系施設	3,362,108	36,000	552,601	1,358,979	1,414,528
スポーツ・レクリエーション施設	1,880,870	0	584,930	1,238,477	57,463
保健・福祉施設	1,755,576	0	70,354	862,018	823,205
学校教育系施設	17,209,682	1,827,145	3,875,264	10,176,378	1,330,896
子育て支援施設	720,413	65,756	342,434	312,223	0
社会教育系施設	4,475,993	305,040	0	1,869,431	2,301,523
産業系施設	1,772,180	0	376,432	819,252	576,496
町営住宅	4,658,125	1,526,684	746,904	1,306,488	1,078,049
公園施設	15,487	0	4,158	2,079	9,250
その他	2,117,596	0	463,410	988,297	665,888
合計	40,392,858	3,760,625	9,266,943	19,107,994	8,257,297

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

表 資料編 2.1.8 今後 40 年間における建替えにかかる将来費用内訳（築 61 年以上の建替え）

用途区分	建替え費（千円）				
	計	令和 4～13 年	令和 14～23 年	令和 24～33 年	令和 34～44 年
行政施設	0	0	0	0	0
町民文化系施設	12,192	12,192	0	0	0
スポーツ・レクリエーション施設	0	0	0	0	0
保健・福祉施設	0	0	0	0	0
学校教育系施設	0	0	0	0	0
子育て支援施設	0	0	0	0	0
社会教育系施設	0	0	0	0	0
産業系施設	0	0	0	0	0
町営住宅	80,005	80,005	0	0	0
公園施設	12,085	12,085	0	0	0
その他	1,411	1,411	0	0	0
合計	105,693	105,693	0	0	0

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

(5) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

1) 大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

今後40年間の大規模改修及び建替えにかかる費用の総額は約611億円で、このうち令和4～13年の大規模改修費や令和22年以降の建替え費にかかる費用が大きく、特に学校教育系施設の建替えと北船岡町営住宅の築30年目の大規模改修が重なる時期となる令和24～33年の10年間の負担が大きくなるものと想定されます。

表 資料編 2.1.9 今後40年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の総額

用途区分	大規模改修・建替え費（千円）				
	計	令和4～13年	令和14～23年	令和24～33年	令和34～44年
行政施設	2,739,538	314,710	2,250,456	174,372	0
町民文化系施設	5,751,164	1,989,306	923,066	1,401,764	1,437,028
スポーツ・レクリエーション施設	2,917,398	1,036,528	584,930	1,238,477	57,463
保健・福祉施設	2,237,173	448,675	103,276	862,018	823,205
学校教育系施設	22,338,474	4,849,075	4,205,234	11,030,584	2,253,581
子育て支援施設	1,252,654	80,306	627,354	511,120	33,874
社会教育系施設	7,027,972	2,656,535	9,834	1,869,431	2,492,173
産業系施設	3,023,175	1,110,920	493,722	842,037	576,496
町営住宅	10,224,445	2,820,629	1,916,825	3,313,410	2,173,581
公園施設	58,321	20,063	4,433	24,575	9,250
その他	3,576,503	1,177,853	742,112	990,649	665,888
合計	61,146,817	16,504,600	11,861,243	22,258,435	10,522,539

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

表 資料編 2.1.10 今後40年間における大規模改修及び建替えにかかる将来費用の内訳

項目名	計	令和4～13年	令和14～23年	令和24～33年	令和34～44年
築30年以下建築物の大規模改修費用	12,232,708	4,222,724	2,594,299	3,150,442	2,265,242
築31年以上50年未満建築物の大規模改修費用	8,415,558	8,415,558	0	0	0
大規模改修 計	20,648,265	12,638,282	2,594,299	3,150,442	2,265,242
築60年以下建築物の建替え費用	40,392,858	3,760,625	9,266,943	19,107,994	8,257,297
築61年以上建築物の建替え費用	105,693	105,693	0	0	0
建替え 計	40,498,552	3,866,318	9,266,943	19,107,994	8,257,297
合計	61,146,817	16,504,600	11,861,243	22,258,435	10,522,539

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

※単位:千円

(6) 公共施設の投資的経費・維持補修費の見通し

1) 公共施設の投資的経費・維持補修費の状況

計画策定当初における過去5年間の投資的経費の平均は、約11.1億円です。

平成27年度の町決算統計を見ると、公共施設の投資的経費は17.3億円で、建物の新規整備分(16.0億円)が多くを占めています。

今後、多くの建物が更新時期を迎えることから、投資的経費への負担が増えることとなります。

※平成23年以降の震災関連経費は除いています。

表 資料編 2.1.11 投資的経費の推移

年度 投資的経費	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	5年間の平均
公共施設 計	813,070	1,327,334	566,019	1,127,542	1,729,894	1,112,772
既存更新分	325,924	179,834	376,578	167,726	126,093	235,231
新規整備分	483,688	699,697	187,847	959,816	1,603,801	786,970
用地取得分	3,458	447,803	1,594	0	0	90,571

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

※単位:千円

資料 平成23～27年度柴田町決算統計(一般会計)

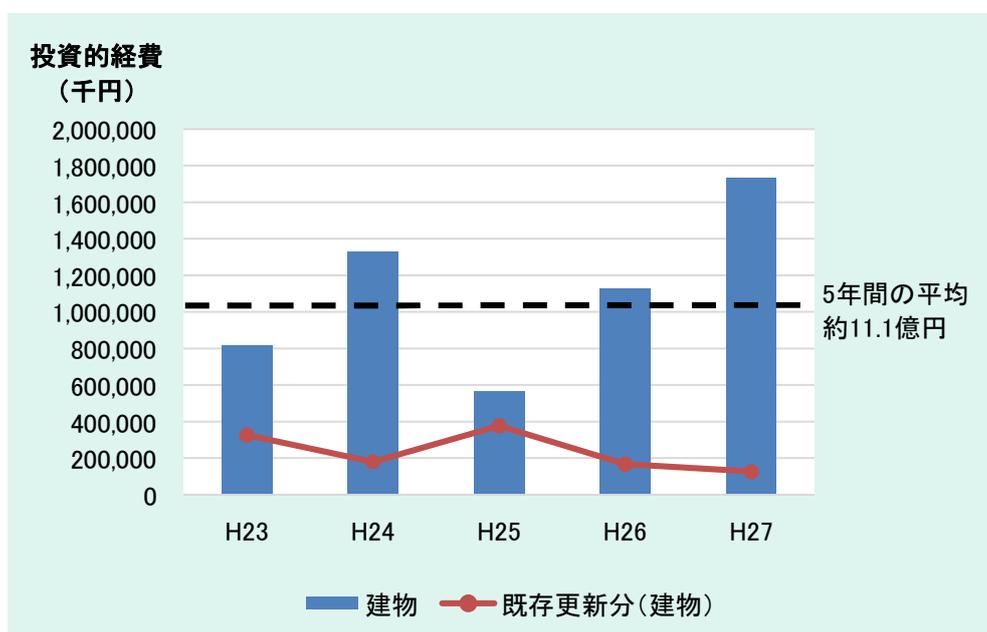


図 資料編 2.1.4 公共施設の投資的経費の推移

2) 投資的経費・維持補修費の見通し

本町では、施設の需要に応じて、学校などの教育施設をはじめとして、町営住宅、公民館などの公共施設を整備してきました。施設の多くは、昭和51年から平成7年にかけて整備しており、建築後20年から40年経過した建物が多くなっています。

これまでに整備してきた公共施設が大規模改修・建替え時期を迎えており、多額の更新費用が必要になると見込まれています。

ここでは、公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて、現状の公共施設をそのまま利用し続けた場合に、どの程度の見込みとなるか試算しました。

【試算基準年 令和3年度】

(計算の条件)

- ・ 今後、新たな建設は行わない。
- ・ 建設後60年目で建替え(更新)します。建替え時は費用を3年間に分割します。
- ・ 建設後30年で大規模改修を実施します。改修時の費用は2年間に分割します。
- ・ 積み残しを処理する年数を10年とします。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○計画策定当初直近5年間の投資的経費：年平均11.1億円(H27年度までの5年間の平均)

○年更新費用：15.3億円(40年間総額611.5億円/40年間)

年平均	=	11.1億円	-	15.3億円	=	-4.2億円
-----	---	--------	---	--------	---	--------

これまで実際に支出してきた投資的経費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約4.2億円が不足することとなり約1.4倍の費用が必要となります。

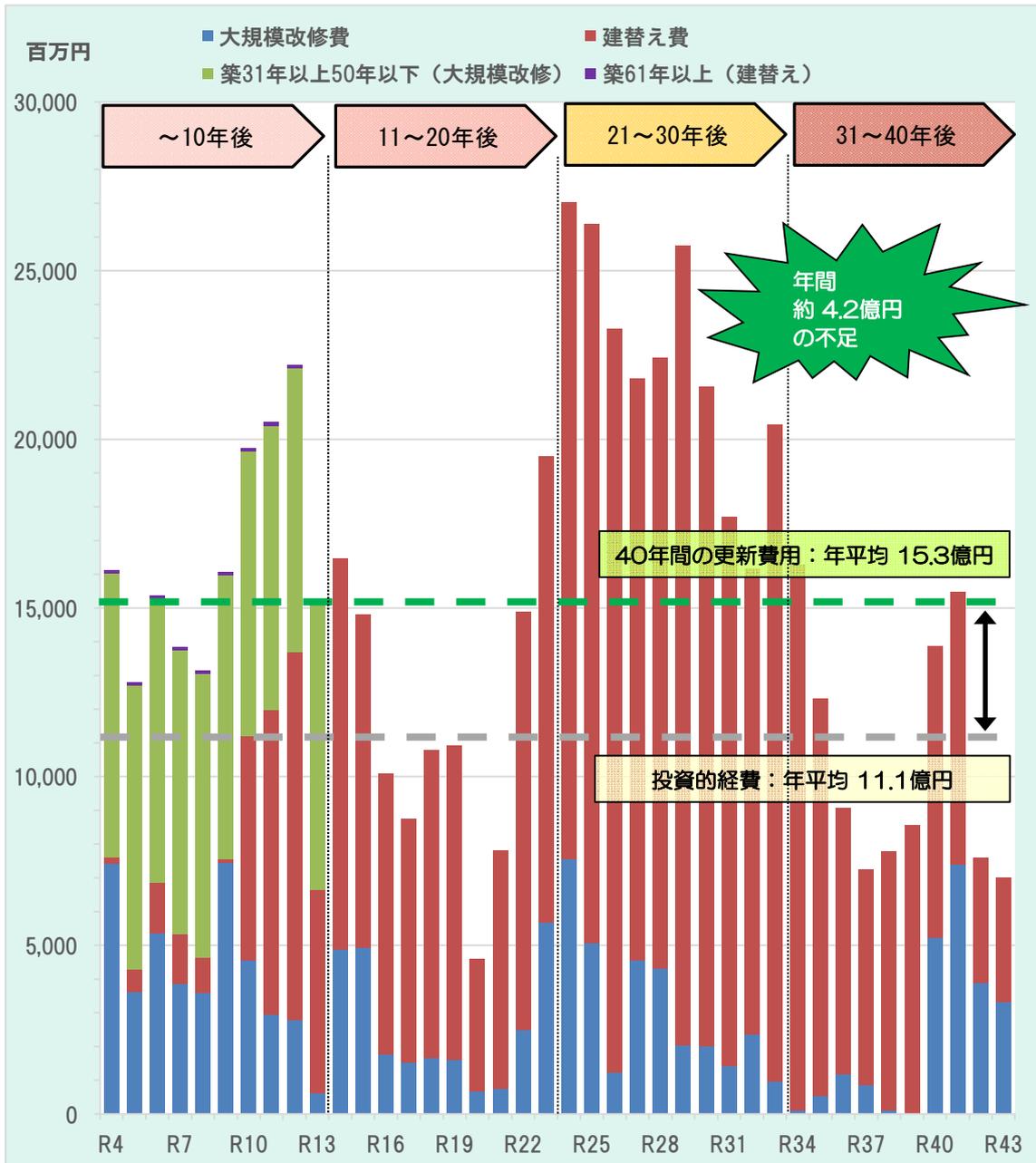


図 資料編 2.1.5 大規模改修及び建替えにかかる将来費用

2. インフラ資産の維持管理・更新等にかかる費用算定

(1) インフラ資産の更新の考え方

インフラ資産の更新単価及び耐用年数等は、建物と同様に、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成 26 年 3 月）」における更新単価及び耐用年数を参照して設定します。

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算しました。

①道路の耐用年数

舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とし、全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定しています。

道路舗装部の耐用年数は 15 年とする

②道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示される平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定しています。

表 資料編 2.2.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路の舗装	4,700 円/m ²

2) 橋りょう

①橋りょうの更新

橋りょうについては、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

橋りょうの更新年数は法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新とする

②橋りょうの更新単価の設定

橋りょうの更新単価は、道路橋の工事实績（道路橋年報）より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。

表 資料編 2.2.2 橋りょうの更新単価

分類	構造	単価
橋りょう	PC (プレストレスト・コンクリート)	425,000 円/㎡
	RC橋	425,000 円/㎡
	鋼橋	500,000 円/㎡
	その他	425,000 円/㎡

③積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

積み残しを処理する年数を5年とする

3) 上水道

①上水道の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定しています。

上水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定しています。

上水道の耐用年数は40年とする

②上水道の更新単価の設定

上水道の更新単価は、導水管及び送水管、配水管に分類して管径別に単価を設定します。

表 資料編 2.2.3 上水道の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm未満	114,000 円/m
	500～1000 mm未満	161,000 円/m
上水道 配水管	50 mm以下	97,000 円/m
	51～75 mm以下	97,000 円/m
	76～100 mm以下	97,000 円/m
	101～125 mm以下	97,000 円/m
	126～150 mm以下	97,000 円/m
	151～200 mm以下	100,000 円/m
	201～250 mm以下	103,000 円/m
	251～300 mm以下	106,000 円/m
	301～350 mm以下	111,000 円/m
	351～400 mm以下	116,000 円/m

分類	管径	単価
	401～450 mm以下	121,000 円/m
	451～500 mm以下	128,000 円/m
	501～550 mm以下	128,000 円/m
	551～600 mm以下	142,000 円/m

4) 下水道

①下水道の更新

下水道は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で割った面積を1年間で更新していくと仮定します。

下水道の耐用年数は50年とする

②下水道の更新単価の設定

下水道の更新単価は、管径別更新単価により設定します。

表 資料編 2.2.4 下水道の管径別更新単価

分類	管径	単価
下水道 管径別	250 mm以下	61,000 円/m
	251～500 mm以下	116,000 円/m
	501～1000 mm以下	295,000 円/m

(2) インフラ資産の投資的経費・維持補修費の見通し

1) インフラ施設の投資的経費・維持補修費の状況

計画策定当初における過去5年間の費用は平均約11.4億円です。

平成27年度の本町の上下水道を含めたインフラ資産の投資的経費の合計は、約14.5億円となっています。

表 資料編 2.2.5 インフラ資産の投資的経費の推移 (千円)

投資的経費	年度	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	5年間の平均
①道路関係		298,578	219,428	687,115	717,114	506,542	485,755
既存更新分		133,948	48,444	541,422	431,550	304,786	292,030
新規整備分		155,151	133,212	109,151	278,264	200,712	175,298
用地取得分		9,479	37,772	36,542	7,300	1,044	18,427
②橋りょう関係		0	43,238	215,834	533,199	177,242	193,903
既存更新分		0	0	209	0	7,180	1,478
新規整備分		0	39,960	215,625	533,199	170,062	191,769
用地取得分		0	3,278	0	0	0	656
③上水道関係		170,117	170,609	137,972	136,860	150,198	153,151
既存更新分		137,661	170,609	121,207	133,994	135,568	139,808
新規整備分		32,456	0	16,765	2,866	14,630	13,343
用地取得分		0	0	0	0	0	0
④下水道関係		131,252	159,311	397,501	237,712	616,788	308,513
既存更新分		37,988	48,775	66,975	41,643	50,854	49,247
新規整備分		93,264	110,536	296,397	196,069	565,934	252,440
用地取得分		0	0	34,129	0	0	6,826
合 計		599,947	592,586	1,438,422	1,624,885	1,450,770	1,141,322

※小数点第1位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

※平成23年以降の震災関連経費は除いている

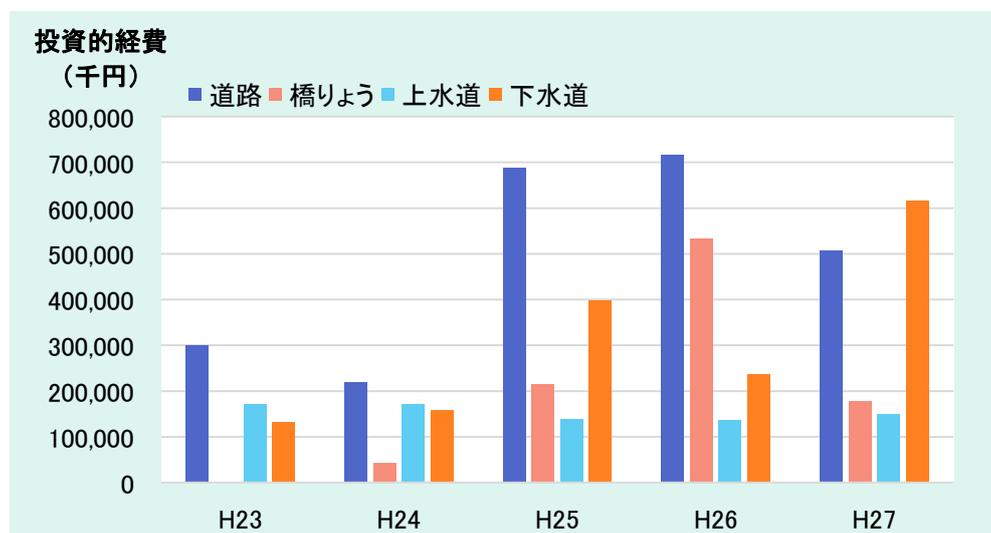


図 資料編 2.2.1 インフラ資産の投資的経費の推移

2) 道路

(計算の条件)

- ・道路舗装部の更新は、耐用年数(15年)を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。
- ・年更新費用の試算 全整備面積 2,000,990 m²/15年×単価

【試算結果】

○計画策定当初直近5年間の投資的経費：年平均 4.9 億円 (H27年度までの5年間の平均)

○年更新費用：6.3 億円 (40年間総額 250.1 億円/40年間)

$$\text{年平均} = 4.9 \text{ 億円} - 6.3 \text{ 億円} = -1.4 \text{ 億円}$$

これまで実際に支出してきた投資的経費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、1.2 億円の不足となります。

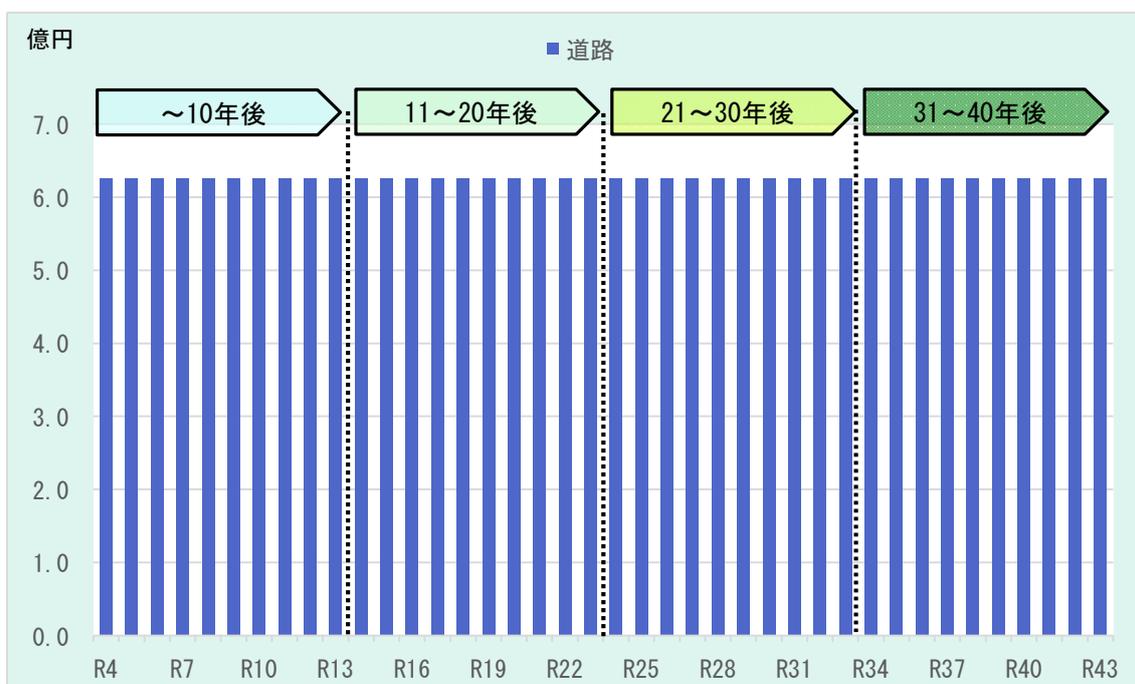


図 資料編 2.2.2 今後40年間に要する維持更新費用の見込み(道路)

3) 橋りょう

(計算の条件)

- ・橋りょうの更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○計画策定当初直近5年間の投資的経費：年平均 1.9 億円 (H27年度までの5年間の平均)

○年更新費用： 0.7 億円 (40年間総額 28.2 億円 / 40年間)

$$\boxed{\text{年平均} = 1.9 \text{ 億円} - 0.7 \text{ 億円} = 1.2 \text{ 億円}}$$

これまで実際に支出してきた投資的経費を今後も維持できると仮定した場合、今後の維持更新費用を賄うことができ、新規整備等に充てられる費用は年間 1.2 億円となります。

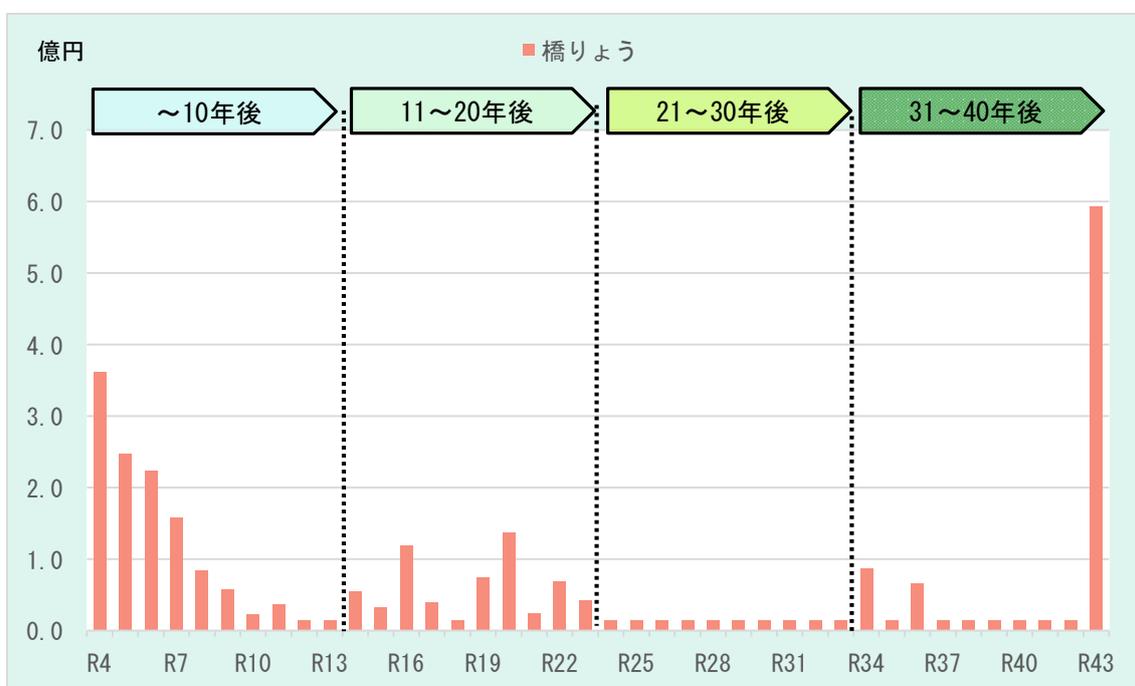


図 資料編 2.2.3 今後 40 年間に要する維持更新費用の見込み (橋りょう)

4) 上水道（管径別）

（計算の条件）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○ 計画策定当初直近5年間の投資的経費：年平均 1.5億円（H27年度までの5年間の平均）

○ 年更新費用：7.4億円（40年間総額 296.9億円／40年間）

$$\text{年平均} = 1.5 \text{ 億円} - 7.4 \text{ 億円} = -5.9 \text{ 億円}$$

これまで実際に支出してきた維持更新費を今後も維持できると仮定した場合、今後、公共施設の維持更新に年間あたり、約5.9億円が不足します。

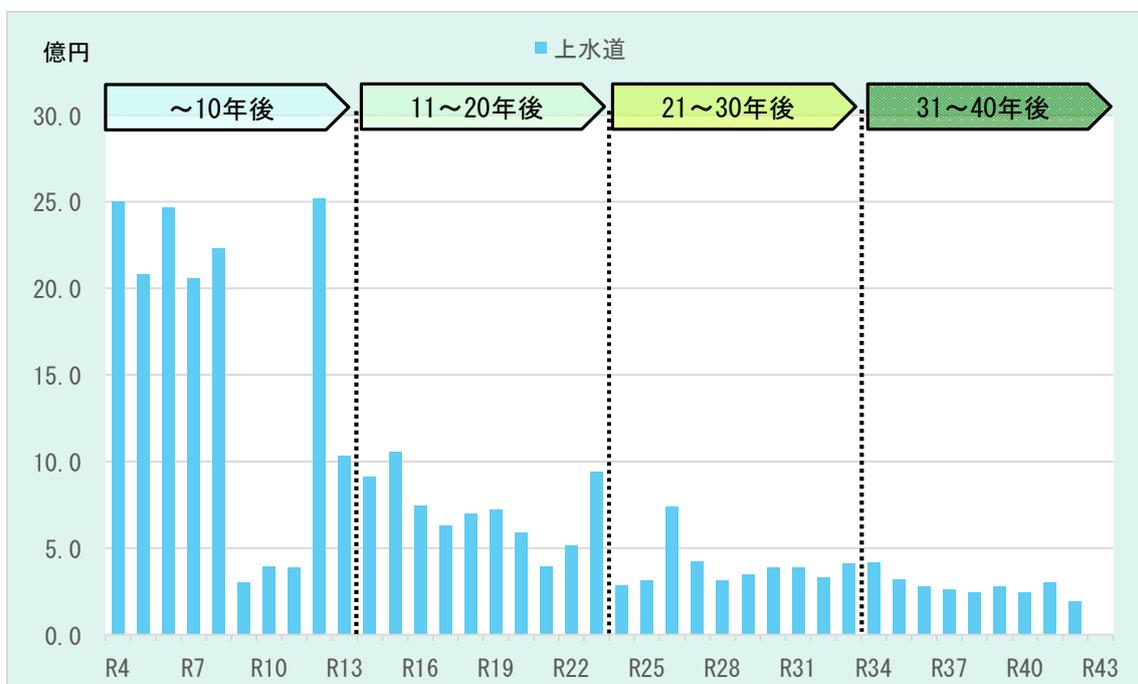


図 資料編 2.2.4 今後40年間に要する維持更新費用の見込み（上水道）

5) 下水道（管径別）

（計算の条件）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は考慮していません。

【試算結果】

○ 計画策定当初直近5年間の投資的経費：年平均 3.1億円（H27年度までの5年間の平均）

○ 年更新費用： 2.5億円（40年間総額 99.1億円／40年間）

年平均	=	3.1億円	-	2.5億円	=	0.6億円
-----	---	-------	---	-------	---	-------

これまで実際に支出してきた投資的経費を今後も維持できると仮定した場合、今後の維持更新費用を賄うことができます。

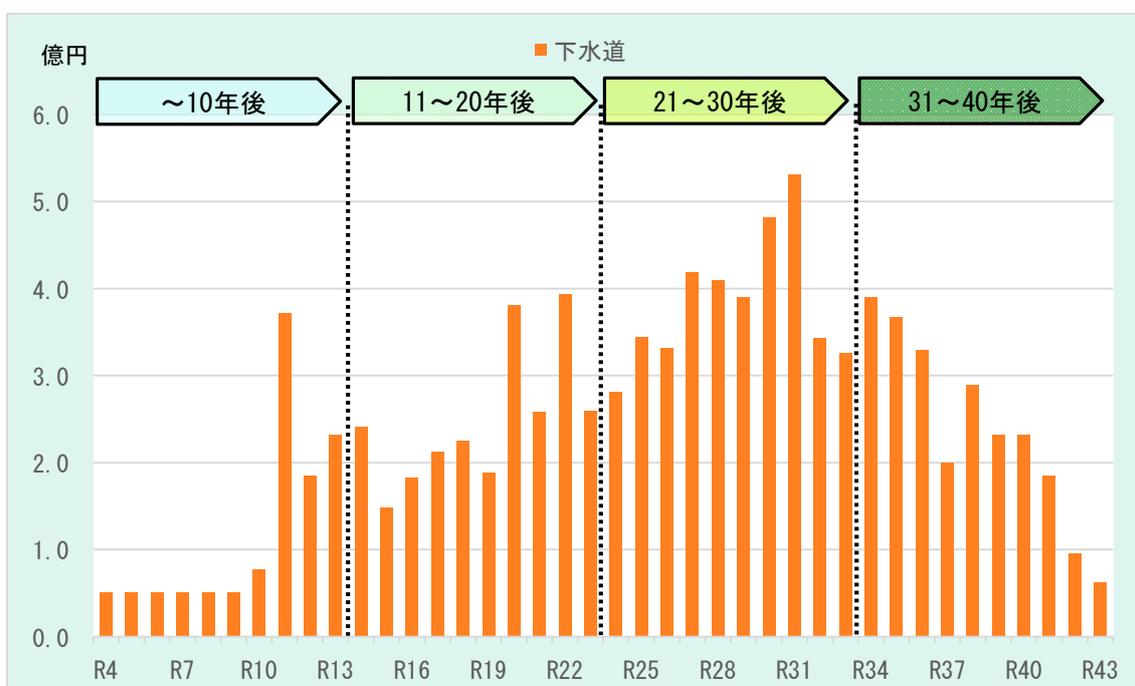


図 資料編 2.2.5 今後40年間に要する維持更新費用の見込み（下水道）

(3) インフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の内訳

今後40年間に、インフラ資産の改修・更新にかかる費用は、約674.3億円と推計され、年間（年平均）にかかる費用は約16.9億円と想定されます。

インフラ資産も建築物系施設と同様に、更新費用を縮減、平準化することが必要です。

表 資料編 2.2.6 今後40年間における改修・更新等にかかる将来費用（億円）

項目名	計	平成 29～38 年	平成 39～48 年	平成 49～58 年	平成 59～68 年
道路	250.11	62.53	62.53	62.53	62.53
橋りょう	28.24	12.22	6.09	1.45	8.48
上水道（管径別）	296.89	159.91	72.14	39.38	25.46
下水道（管径別）	99.05	11.74	24.90	38.60	23.82
合計	674.30	246.39	165.66	141.96	120.29

※小数点第3位を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

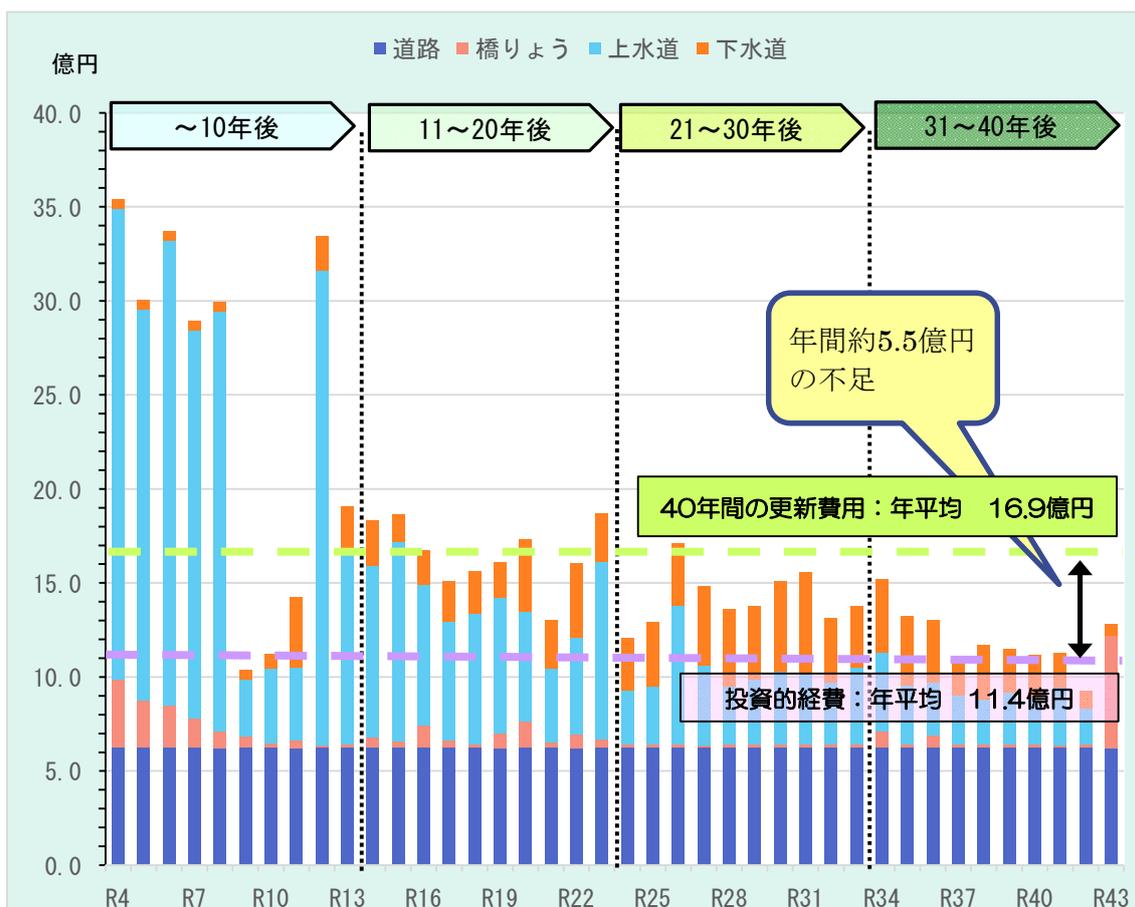


図 資料編 2.2.6 改修・更新等にかかる将来費用（インフラ資産）

資料編3 上位・関連計画

公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方向性を検討するうえで、関係する主な上位・関連計画について、基本方針及び本計画に関係が深いと考えられる記述を以下に抜粋します。

(1) 第6次柴田町総合計画 前期基本計画（令和元年度～令和4年度）

基本構想の概要

【まちづくりの基本理念】

- ①住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり
- ②住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり
- ③先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり
- ④多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- ⑤住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

【まちの将来像】

笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち

【将来像実現のための基本目標】

- ・快適な公共空間の整備 ～四季折々の景観が美しい心いやされるまち～
- ・教育・文化・交流都市の創造 ～一人一人の夢や希望を拓く創造性豊かなまち～
- ・子育てにやさしい安全で安心なまちの構築 ～誰もが安心して暮らせる住みよいまち～
- ・地方創生による稼ぐ力の醸成 ～「花のまち柴田」を通じたにぎわいのあるまち～
- ・参加と協働による住民自治の実践 ～みんなが主体的に活動する協働のまち～

1. 公共施設の整備に関する施策

1-1-1 エリアマネジメントの推進（スポーツ振興課・生涯学習課・農政課）

- スポーツ施設の整備
- 新図書館の建設
- 太陽の村の再整備

1-2-2 公園施設の整備・長寿命化（都市建設課）

- 船岡城址公園等の整備
- 公園施設長寿命化計画の推進

1-3-1 道路網の整備（都市建設課）

- 町道富沢 16 号線の道路改良
- 都市計画道路の整備
- 生活道路の整備

1-3-2 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定（都市建設課）

- 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定

- 1-3-3 インフラ施設の長寿命化（都市建設課）
 - 橋梁長寿命化対策の推進
- 1-3-4 町営住宅の整備（都市建設課）
 - 柴田町公営住宅等長寿命化計画の見直し
 - 北船岡町営住宅5号棟の建設
 - 二本杉町営住宅の解体と公園の整備
- 1-3-5 上水道の経営（上下水道課）
 - 上水道の有収率の向上と耐震化対策の推進
 - 水道事業の経営の安定化
- 1-3-6 下水道の経営（上下水道課）
 - 公共下水道事業の推進
 - 下水道長寿命化対策の推進
- 2-1-5 安全で快適な教育環境の整備・促進（教育総務課）
 - 大規模な学校施設の改修
- 2-1-6 学校給食の充実（教育総務課）
 - 学校給食センター改修工事の実施
 - 学校給食センター新設への取組
- 5-5-1 公共施設の適正管理（財政課）
 - 個別施設計画の策定
 - 推進体制の整備
 - 民間活力の活用

(2) 柴田町 橋梁長寿命化修繕計画 (平成 31 年 2 月)

1. 長寿命化修繕計画の目的

従来の損傷・劣化が大きくなってから対策を実施する事後保全（大規模補修 高コスト）から、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全（小規模補修 低コスト）へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的に行うことで地域道路ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的とします。

●長寿命化修繕計画（概要）

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を適正に維持管理するため、橋梁点検の体系として、通常点検・定期点検・異常時点検等の点検を実施しています。

1) 健全度の把握の基本的な方針

橋梁の架設年度や立地条件などを十分に考慮し、みやぎ型・市町村版 橋梁点検マニュアル（案）に基づいて定期的に点検を実施し、橋梁の損傷状況を把握します。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、道路パトロールおよび清掃などの実施を徹底します。

4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

長寿命化修繕計画を策定する場合、「事後保全型」と「予防保全型」の維持管理シナリオによるライフサイクルコストを比較し、検討を行います。

予防的な修繕・補修などの実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る費用の低コスト化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

1) 点検

今年度計画を策定した 153 橋について次回点検時期は令和 5 年度を見込みとし、通常点検および定期点検を継続的に実施します。

2) 修繕又は架替え対策

今年度計画を策定した 153 橋について劣化予測から修繕時期を算定し、修繕および架替え対策を実施する予定です。また、損傷状況および路線重要度から優先順位の高い橋梁より補修工事を実施します。

6. 長寿命化修繕計画による効果

シミュレーションの結果、2118 年までに事後保全による補修費用は約 50 億円かかるのに対し、予防保全による補修費用は約 30 億円（20 億円の縮減）となり、約 40%の縮減が見込まれます。

(3) 柴田町耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月※平成 28 年 4 月改定）

1. 計画の目的

柴田町耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修に関する法律第5条第1項に基づき、県内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定された「宮城県耐震改修促進計画」の公表を受け、法第5条第7項に基づき、町内の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

また、本計画は地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、県、市町村及び建築関係団体が連携して、既存建築物の耐震診断、耐震改修を総合的かつ計画的に促進するための枠組みを定めることを目的とする。

2. 優先すべき対策－町有建築物の耐震化

建築物の所有者に耐震化の啓発普及活動を行うには、町有建築物の耐震化を率先して実施すべきである。町有建築物の耐震化については、施設の用途と財政的観点から検討し、優先順位を決めたうえで、実現可能なものから耐震診断及び耐震改修を進めていく。

改修が優先される町有建築物は、防災拠点となる建築物、地震災害時に避難所として利用する建築物、災害時要援護者が多く利用する建築物等で昭和 56 年の新耐震基準施行以前に建設されたものとし、緊急輸送道路及び避難路沿道、または、密集市街地に建設されたものについて耐震化を図る。

上記計画においては、町有建築物一覧表を基に、要耐震化建築物のうち耐震診断が未了なものについては、国の支援制度（補助金）を活用して平成 20・21 年度で実施した。耐震改修については、耐震診断の結果と町の財政状況を考慮し、年次計画で実施する。

また、改修費用や施設の利用状況も考慮しながら、老朽化の進んだ町有建築物の取り壊し等、建築物棟数の分母を減少させることも検討する。

3. 本町の目標

「住宅」及び「民間特定建築物」並びに「町有建築物」の耐震化率については、防災上重要な拠点施設や町民が多数利用する施設を優先するなど、重要度、緊急度を踏まえた計画により、平成 32年度までに 95%以上にすることを目標とする。

(4) 柴田町公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）

1. 目的

「柴田町公営住宅等長寿命化計画」は、安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、柴田町における公営住宅の状況やニーズを踏まえて、予防保全的な観点から適切な事業手法を選定し、中長期的な見通しに基づき事業計画を定め、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図ることを目的とします。

2. 長寿命化に関する基本方針

1. 定期点検・日常点検・修繕の実施・データ管理に関する方針

長期的に良質な町営住宅のストックを形成していくためには、常に町営住宅の実態を把握していくことが必要です。下期の方針に基づき、定期点検・日常点検・修繕の実施・データ管理を行います。

2. 改善事業実施による長寿命及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

点検・修繕・データ管理により長寿命化に資する日常的な維持管理及び長期修繕等を行った上で、安全性、居住性、省エネルギー性が少ない住宅等に対しては、安全性の確保、居住性の向上、省エネルギー対応、福祉対応、躯体の長寿強化等を図るため、改善事業（戸別改善、全面的改善）を実施し、住宅性能の向上を図る必要があります。方針に基づき、長寿命化及びライフサイクルコスト縮減を図ります。

(1)長寿強化に関する方針

(2)ライフサイクルコストの縮減に関する方針

3. 町営住宅の目標管理戸数

基準年次において552戸の町営住宅を、老朽化した住宅を中心に集約建替えや用途廃止を行うことで、目標年次には町営住宅の管理戸数が398戸となるよう、段階的に減らしながら適切に管理していきます。

(5) 柴田町公共施設に関する町民アンケート調査（平成28年9月）

柴田町では、本計画検討にあたって基礎資料とするため、町民アンケートを実施しました。
以下にその概要を示します。

●調査の目的と趣旨

町ではこれまで、人口の増加や多様化する町民ニーズに対応するため、多くの公共施設を整備するとともに、町民が安全に安心して利用できるよう、必要な改修などを行ってきた。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化の進展、また厳しい財政状況などを考慮すると、すべての公共施設を保持していくことは今後、厳しくなっていくものと考えられることから、公共施設の老朽化対策や最適な配置等を計画的に行うことが重要な課題となっている。

そこで、今後の公共施設の維持管理・運営に関する方向性検討の基礎資料とするため、町民アンケート調査を実施するものである。

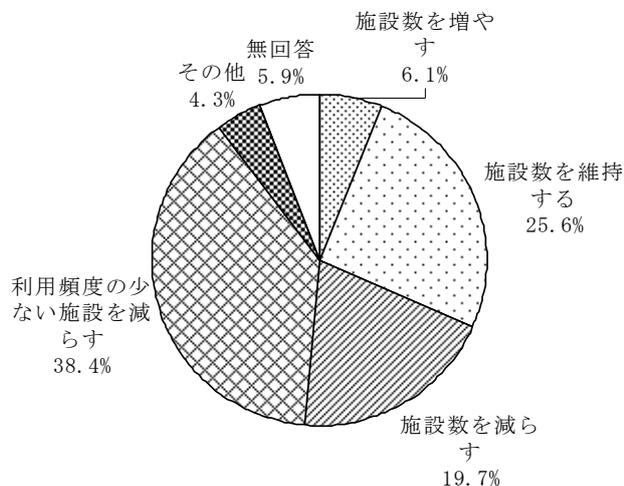
●調査の実施方法

- 調査の対象：18歳以上の柴田町民、1,000人（無作為抽出による）
- 調査票の配布・回収方法：郵送による配布・回収
- 調査期間
 - 調査票の配布・回収 平成28年 8月～9月
 - 回答結果の集計・とりまとめ 平成28年 9月
- 回収結果

項目	票数・率
配布票数	1,000 票
有効回収票数	391 票
有効回収率	39.1 %

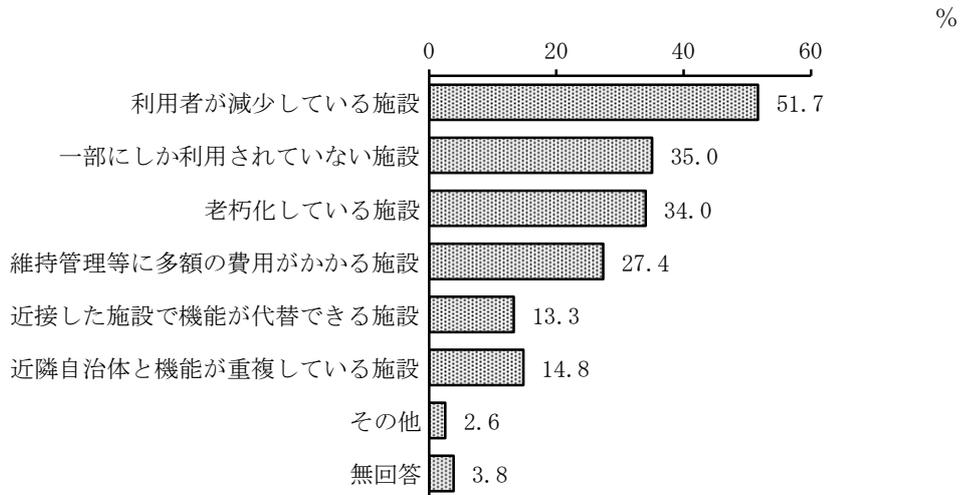
●主な回答（抜粋）

- 今後の公共施設のあり方
総数=391



○統廃合が望ましい施設

総数=391（複数回答）



●まとめ

- ・本アンケート調査結果は多様な公共施設種別、利用者層・世代など、幅広い範囲を対象としたものであり、単純な比較は難しいものの、利用実態や公共施設に対する要望等がある程度把握された。
- ・利用頻度は年に数回程度が主となっており、日々、毎月等、頻繁に利用する方は全体のなかでは少数派である。
- ・そもそも「利用する機会がない」、という回答も多く、利用ニーズや需要予測に基づく施設整備や維持保全の検討は今後とも必要とされると考えられる。
- ・施設の数や利用のしやすさについては、大きな疑問や不満は見られず、おおむね適正との認識が主となっている。ただし、今般調査ではあくまで全体を一律に見た結果であり、個別の施設種別においては、適正な規模、利用のしやすさ等、さまざまな課題が想定されることも否定できず、個別ニーズの把握にもとづく利用のしやすさ追求等についても、引き続き取り組んでいくことが求められる。
- ・公共施設のあり方では、利用頻度の少ない施設については、集約もやむなしの意見が多く、現状維持や増やす方向は比較的少ない。効率的な運用が必要との認識が主となっている。
- ・統廃合が望ましい施設については「利用者が少ない」、「一部に限定されている」、「老朽化している」、などの施設が、統廃合等集約の対象として認識されている。また、今後については、利用頻度の低いものの売却・賃貸や、民間活力の活用、既存施設の長寿命化といった方策が望まれる傾向が強い。
- ・こうした町民意識を踏まえ、また、実際の利用状況等の把握、適切な利用促進にも努めながら、時代に合った公共施設のあり方を模索・実践していく必要がある。

